

大津市の環境

(環境白書)

令和4年度版



大 津 市

我が国におけるエネルギーの供給は、石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料が大部分を占めており、そのほとんどを海外からの輸入に依存しています。一方で、経済活動を制約することなく、安定的に、環境にやさしいエネルギーを確保していくことが、課題となっています。

このような状況の中、まずは自然環境の保全に努め、省エネルギーやリサイクルなど環境にやさしい生活や事業活動を心がけること、そして1つのエネルギー源に頼らず、資源の枯渇の恐れが少なく、環境への負荷が少ない太陽光などの再生可能エネルギーの導入を一層進めることにより、持続可能な低炭素社会づくりの実現を目指すことが必要です。

本市では、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進する上での基本的な計画として、大津市環境基本条例に基づき、1999(平成11)年3月に「環境基本計画」を、地球環境保全を推進するための行動計画として2000(平成12)年3月に「大津市地球環境保全地域行動計画(アジェンダ21 おおつ)」を策定しました。

この計画は2010(平成22)年度までの計画期間であったことから、低炭素社会の構築、循環型社会の形成、生物多様性の保全に対する重要性の高まりなどの状況の変化を踏まえ、「大津市環境基本計画(第2次)」を2011(平成23)年3月に策定しました。「みんなで築く持続可能な湖都～環境人がひらく大津の未来～」をめざす環境像として、持続可能な社会の実現に向け様々な施策に取り組んでまいります。

本書は、大津市環境基本条例第16条に基づき、2021(令和3)年度における本市の環境の状況及び環境の保全と創造のため講じた施策などを中心に取りまとめたものです。

この報告書が、市民一人ひとりの環境の保全と創造の取り組みに向けた資料として役立ち、子どもたちへ豊かな環境を引き継ぐための大きな力となれば幸いです。

2023(令和5年)年1月

大 津 市

目 次

第 1 章 総 論

第 1 節 大津市の概況	1
1 位置	1
2 気象	1
3 人口と面積	1
4 土地利用	2
5 産業	3
第 2 節 環境の概況	4
1 自然環境	4
2 生活環境	4
3 快適環境	7
4 地球環境	7
5 市民・事業者の環境に関する意識	8
第 3 節 環境の保全と創造に関する条例	9
1 大津市環境基本条例	9
2 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例	10
3 大津市生活環境の保全と増進に関する条例	10
4 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例	10
第 4 節 環境施策の推進	10
1 大津市環境基本計画	10
2 「アジェンダ 21 おおつ」（大津市地球環境保全地域行動計画）	13
3 大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】	14
4 大津市環境審議会	15
5 大津市廃棄物減量等推進審議会	15
6 大津市環境施策推進本部	16
7 環境影響評価制度	16

第 2 章 各 論

第 1 節 多様な自然環境の体系的な保全	18
1 地域の自然的社会的特性に応じた自然環境の体系的な保全	18
2 開発事業等の計画の早い段階から環境配慮システムの整備	19
3 環境保全型農林水産業の推進	20
第 2 節 生物多様性の確保	21
1 多様な生態系の保全	21
第 3 節 自然とのふれあいの推進	24
1 里地里山・琵琶湖をいかした自然に親しむ活動の推進	24
2 自然体験空間の整備	24

第4節 省資源の推進	26
1 ごみ減量とリサイクル等の推進	27
第5節 水循環の保全と創造	31
1 水循環機能の保全と創造	31
2 地下水、湧水の保全	31
3 水利用の効率化の推進	32
第6節 省エネルギー・低炭素型のエネルギーの推進	33
1 省エネ型ライフスタイルの育成	34
2 二酸化炭素（CO ₂ ）排出量の削減	34
3 環境保全型産業の育成（省エネルギー・廃棄物対策・省資源等）	37
第7節 都市及び交通ネットワーク形成の推進	39
1 コンパクトなまちづくりの推進	39
2 公共交通機関の連携強化の検討、利用促進	39
第8節 大気・水・土壌等の保全	41
1 基本的な生活環境（典型7公害）の監視の継続	41
2 各種規制・事業の適正な実施	72
3 公害防止に向けた啓発・指導の実施	74
第9節 廃棄物の適正処理の推進	76
1 適正な収集・運搬・処理・処分体制の整備	76
2 廃棄物の適正処理の監視・指導体制の強化	82
第10節 環境資源の保全と継承	83
1 文化財の保護、まち並みの保全と継承	83
第11節 景観の形成	85
1 自然景観・都市景観の保全と創造	85
第12節 美化の推進	89
1 都市美化の推進	89
2 市民運動の推進	89
第13節 環境教育の推進	90
1 市民ニーズを考慮した環境教育の推進	90
2 若年層を対象とした環境教育の推進	91
3 環境教育の基盤及び拠点の整備	93
第14節 環境情報の整備と提供	95
1 環境情報の整備と提供	95
第15節 環境保全活動の推進	96
1 環境保全活動の推進	96
第16節 環境保全型行政の推進	99
1 「環境にやさしい大津市役所率先実行計画（第6次計画）」の概要と取り組み結果	99
2 「環境にやさしい大津市役所率先実行計画（第6次計画）」での各施策	101
3 グリーン購入の推進	101
4 環境マネジメントシステムの取り組み	102

第3章 資料編

1	環境関係法令等の体系	103
2	大津市環境基本条例	104
3	大津市の環境行政の推移	109
4	大津市環境審議会委員名簿	122
5	大津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	123
6	大津市環境施策推進本部設置規則	124
7	環境基本計画に基づく事業の実施状況	128
8	水質関係	133
9	各公共施設のCO2排出量一覧	136
10	照会課一覧（所属対照表）	140

I. 本書は、大津市環境基本条例第16条に規定する「報告書」として、発行するものです。

II. 環境基本計画の体系に基づき、取り組み内容や環境の状況を掲載しています。

III. 第1章 総論

1. 基本的には令和3年度末の状況を記載していますが、一部については、直近の状況を掲載しています。

IV. 第2章 各論

1. 文末の(番号)は、事業を所管する所属を示しています。番号と所属の対照表は140ページに掲載しています。
2. 文章中「○」以降の内容は、令和3年度の事業実施による実績を掲載しています。
3. 「目標」は環境基本計画に掲げる内容で、記載がない限り、令和3年度までに達成する目標を掲載しています。
4. 「指標」は環境基本計画に掲げる内容で、記載がない限り、計画策定時（平成21年度）の値を掲載しています。

第 1 章 総 論

第 1 章 総論

第 1 節 大津市の概況

1 位 置

大津市は、わが国のほぼ中央部にある琵琶湖の南西部に位置し、地形的には山と湖にはさまれた南北に細長い滋賀県の県都です。京阪神と東海や北陸を結ぶ交通の要衝にあり、古くから人と物資の交流によって栄えてきました。

本市は日本で最も大きい琵琶湖と関わりが深く、生活や産業だけでなくあらゆる面で多くの恵みを受けています。



方位	地 名	経度、緯度	距離	隣 接 地 名
極東	上田上 大鳥居町	東経 136° 02' 36''	東西 20.6km	草津市、栗東市
極西	山中町	東経 135° 48' 53''		京都市、宇治市
極南	大石 小田原町	北緯 34° 52' 17''	南北 45.6km	甲賀市、宇治田原町
極北	葛川細川町	北緯 35° 17' 05''		高島市

2 気 象

御陵町の気象 (資料：大津市消防局)

気候は、琵琶湖の緩和作用もあって気温の日較差や年較差は比較的小さく、暮らしやすいといわれていますが、湖辺周辺の市街地では、夏季の日中には気温が高くなります。

	気 温(℃)			年間 降水量(mm)
	平均	最高	最低	
H23	15.0	36.0	-4.3	1,619.0
24	14.7	35.7	-3.6	1,339.0
25	15.1	36.0	-1.9	1,366.5
26	14.9	36.1	-2.4	1,224.0
27	15.4	37.0	-1.8	1,574.5
28	15.8	35.1	-4.8	1,465.0
29	14.8	34.2	-3.3	1,568.0
30	15.7	36.0	-4.4	1,623.0
R 1	15.7	35.9	-0.8	1,371.5
R 2	15.7	37.7	-2.3	1,611.0
R 3	15.6	35.5	-4.3	2,166.5

3 人口と面積

市制施行時の明治 31 年 10 月 1 日に 14.20km²であった面積は、隣接町村との合併や琵琶湖の市町境界確定などを経て、現在では 464.51 km²となり、県面積(4,017.38 km²)の約 11.6%を占めるに至っています。

人口は、市制施行時には 32,446 人でしたが、令和 3 年 10 月 1 日には 343,991 人となっています。

面積と人口の推移

年 月 日	面積(km ²)	人口(人)	区 分
明治 31. 10. 1	14. 20	32, 446	市制施行
昭和 7. 5. 10	28. 39	42, 364	滋賀村合併
昭和 8. 4. 1	62. 48	69, 116	膳所、石山町合併
昭和 26. 4. 1	154. 50	102, 860	雄琴、坂本、下阪本、大石、下田上村合併
昭和 42. 4. 1	303. 68	159, 442	瀬田、堅田町合併
平成 15. 10. 1	302. 33	304, 122	(面積は平成 15 年から国土地理院公表面積に統一)
平成 18. 3. 20	374. 06	327, 479	志賀町合併 (人口は平成 18 年 3 月末現在)
平成 19. 9. 28	464. 10	331, 842	琵琶湖の市町境界確定による面積の変更
平成 26. 10. 1	464. 51	342, 818	計測方法の変更による面積の変更
令和 3. 10. 1	464. 51	343, 991	

4 土地利用

土地利用状況を見ますと、森林が最も多く、54.3%を占め、宅地(住宅地・工業用地・その他の宅地)、農用地はそれぞれ 8.0%、5.0%で、相対的に低くなっています。

都市計画区域は市域の 70.8%で、このうち市街化区域は 17.9%(市域の 12.6%)です。市街化区域の中では住居系の用途地域が 8 割近くを占めています。

土地利用状況(全市)

都市計画・用途地域等の指定状況(令和 4 年 3 月 31 日現在)

区 分	面積(ha)	構成比(%)
農用地	2, 329	5. 0
森 林	25, 204	54. 3
水面・河川・水路	9, 815	21. 1
住宅地	2, 498	5. 4
工業用地	210	0. 5
その他の宅地	997	2. 1
道 路	1, 813	3. 9
その他	3, 585	7. 7
合 計	46, 451	100. 0

(資料:第5次大津市国土利用計画)

区 分		面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域		32, 910. 0	70. 8(100. 0)
用 途 地 域	市街化区域	5, 883. 5	12. 6(17. 9)
	第1種低層住居専用地域	785. 3	1. 7(2. 4)
	第2種低層住居専用地域	21. 0	0. 1(0. 1)
	第1種中高層住居専用地域	1, 282. 3	2. 8(3. 9)
	第2種中高層住居専用地域	127. 4	0. 3(0. 4)
	第1種住居地域	2, 064. 2	4. 4(6. 3)
	第2種住居地域	299. 9	0. 6(0. 9)
	準住居地域	14. 7	0. 0(0. 0)
	近隣商業地域	208. 6	0. 5(0. 6)
	商業地域	478. 2	1. 0(1. 5)
	準工業地域	296. 4	0. 6(0. 9)
	工業地域	287. 1	0. 6(0. 9)
	工業専用地域	2. 5	0. 0(0. 0)
	未指定地域	15. 9	0. 0(0. 0)
	市街化調整区域	27, 026. 5	58. 2(82. 1)
都市計画区域外		13, 541. 0	29. 2(—)
合 計		46, 451. 0	100. 0(—)

(注)構成比は、市域構成比であり、()内は、都市計画区域構成比です。

合計の都合上、少数点以下のまるめ処理により調整しております。

5 産 業

市内にある事業所の総数は 11,367 事業所で、そのうち従業者 10 人未満の事業所が 8,860 事業所あり、小規模な事業所が多くなっています。産業別では卸売業・小売業が 2,458 事業所と最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業が 1,439 事業所、医療・福祉が 1,129 事業所、サービス業(他に分類されないもの)が 1,088 事業所となっています。(平成 28 年経済センサス-活動調査による)

第2節 環境の概況

1 自然環境

大津市は、北部から西部、南部にかけて山並みが連なり、一方が琵琶湖に面しています。そして、周囲の山々からは、数多くの河川が琵琶湖、瀬田川に注いでおり、これらの水辺は背後の緑豊かな山並みとともに、環境の重要な要素となっています。

また、気候的にも、地形・地質的にも非常に変化に富んでいることから、多くの植物群落や野生生物が生育・生息していることが確認されています。しかし、都市化の進展に伴い、植生の自然度が低下したり、河川の水量が少なくなるなどの問題もみられ、生態系の維持や景観面への影響が懸念されています。

市では、多くの人々が豊かな自然とふれあうことができるよう、様々な施設の整備や自然観察会などを行うとともに、自然環境調査を実施してきました。

メッシュ別相対自然度の変化

相対自然度	10, 9	8, 7, 6	5, 4	3, 2, 1	総メッシュ数
1974 年	16 (4.2%)	273 (71.7%)	66 (17.3%)	26 (6.8%)	381
1996 年	3 (0.8%)	240 (63.5%)	64 (16.9%)	71 (18.8%)	378
2008 年	14 (3.7%)	243 (63.8%)	64 (16.8%)	60 (15.7%)	381
	15 (3.3%)	282 (62.2%)	80 (17.7%)	76 (16.8%)	453

(資料:大津市自然環境調査報告書)

(注 1) 琵琶湖岸部で植生図の範囲の差があり、メッシュ数が調査年で異なる。2008 年の上段は合併前の旧大津市域での数値を示す。

(注 2) 相対自然度とは、植生自然度(環境省による 10 段階の指針)の高さとそれらの面的な広がりから求められた“植生からみた自然さの程度”を表す。

2 生活環境

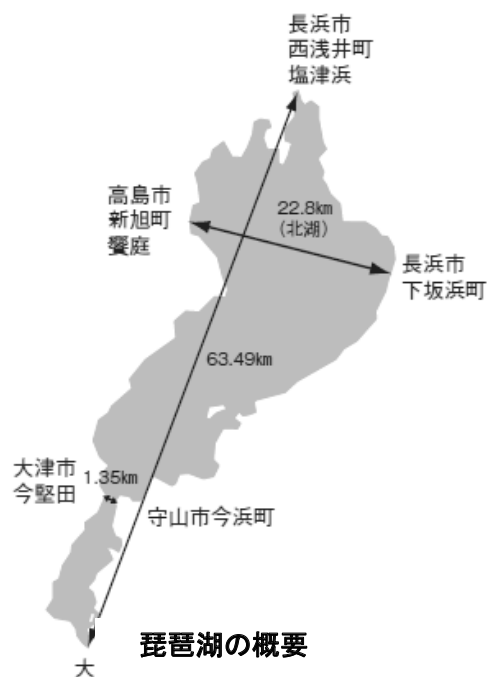
(1) 水環境

① 琵琶湖の概況

琵琶湖は今から約 400 万年前に誕生したといわれ、バイカル湖、タンガニーカ湖、カスピ海とともに世界で 20 程しかない古代湖の一つです。淀川水系に属し、琵琶湖大橋より北を北湖、南を南湖と呼んでいます。

面積も大きく、多様な環境を持つことから生物相は非常に豊かで、約 1,100 種もの動植物が生息しています。これらの中には、世界中で琵琶湖にしか見られない固有種(亜種、変種を含む)も多く存在し、その数は 61 種にも及ぶ学術的に貴重な湖です

平成 5 年には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)の登録湿地に指定され、生物の生息場所としての重要性が国際的にも認められています。また、琵琶湖は本市を含む近畿約 1,400 万人の水道水源として、また水産業、観光資源としても重要な存在です。



② 河川の概況

市内には一級河川が 73 本あり、これらは一部を除き琵琶湖及び瀬田川に流入しています。

本市は山と琵琶湖に囲まれた細長い地形であるため、延長が短く、勾配が急で水量も少ない河川が多いのが特徴です。

本市では、市内主要 24 河川(26 地点)について定期的に水質監視を実施しています。市街地を流れる河川の水質は、流域の下水道整備が進んだことから概ね良化の傾向にあります。また、郊外を流れる河川は水量が多く、水質は概ね良好です。

琵琶湖の面積	669.26 km ² (県面積の約 1/6)
南北の長さ	63.49 km
最も幅の広いところ	22.8 km
最も幅のせまいところ	1.35 km
琵琶湖のまわり	235.20 km
最も深いところ	103.58m
平均の深さ	約 41.2m
北湖の平均の深さ	約 43m
南湖の平均の深さ	約 4m
貯水量	275 億 m ³ (うち南湖 2 億 m ³)

(2) 大気環境

① 大気汚染

大気汚染は、工場等の固定発生源や自動車等の移動発生源から発生する汚染物質に起因し、汚染濃度が高くなると人の健康及び生活に影響を及ぼします。

本市は、概して大きな固定発生源もなく、大気の状態も全般に良好です。しかし、交通の要衝であり、局所的に自動車等移動発生源の影響が見られることから、一般環境測定として 4 か所、自動車排ガス測定として 3 か所に大気汚染常時監視測定局を設置し、大気汚染の監視を行っています。

監視結果については、年度や場所によって多少の変動はあるものの、近年はほぼ横ばいで推移しています。令和 3 年度の環境基準の達成状況については、光化学オキシダントと微小粒子状物質について未達成であり、その他の項目は基準を満たしていました。

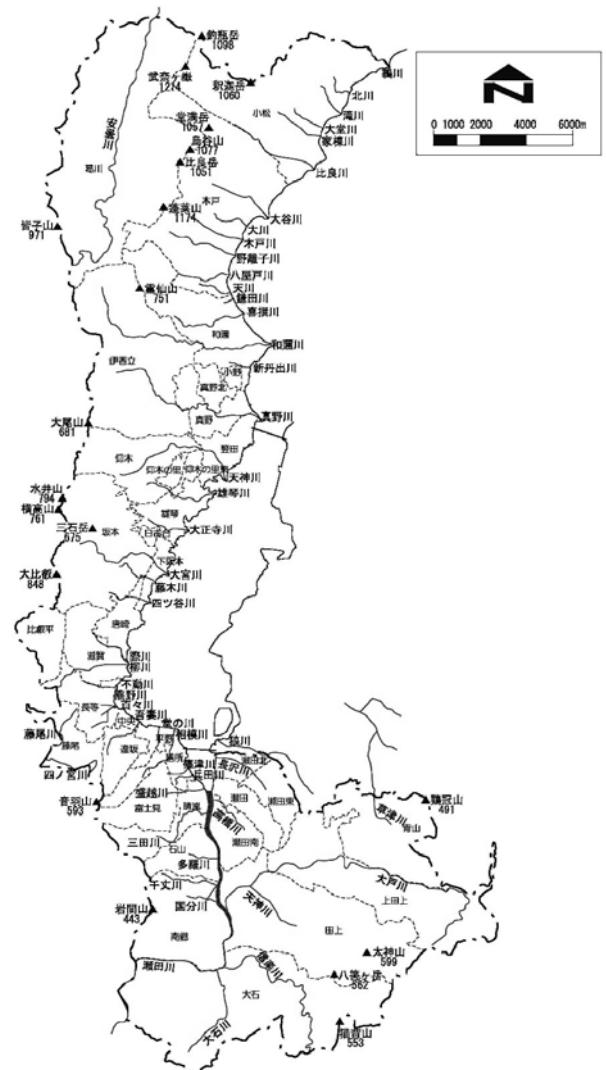
固定発生源については、大気汚染防止法及び県条例に基づき届出されているばい煙発生施設は 402 施設(令和 4 年 3 月末)あり、その約 56%がボイラーです。近年では液体燃料から都市ガスなどへの転換が進められるなど、より一層環境への配慮が図られています。

② 悪臭

悪臭は、人の感覚に直接不快感を及ぼし、快適な生活環境を損なう要因となります。

悪臭の発生源は、畜産業、製造業、飲食店等のサービス業から浄化槽、ペットの飼育に伴うものまで広範囲にわたっており、事業活動のみならず日常生活に伴うものが原因であることも増えてきています。

市内の主要な河川



本市では、平成 24 年 3 月 31 日まで悪臭防止法の「濃度規制」による 22 物質の規制を行ってまいりました。しかし、現代の悪臭物質は多種多様であり、規制対象物質以外の臭いや複合臭が原因となる場合もあります。このため、規制方法を平成 24 年 4 月 1 日から「臭気指数規制」に変更しました。これは、臭気の判定を人間の感覚で行う嗅覚試験法を用いたものであり、規制対象物質以外の物質や複合臭についても対応することができます。

(3) 音環境

① 騒音

騒音は、人の感覚を直接刺激し、休養や睡眠の妨害等に影響を及ぼすため、身近な公害問題として苦情が多く寄せられます。騒音の発生源は、工場、事業場、建設工事現場、道路・鉄道等のほか、近隣住宅など多岐に渡ります。近年は住宅開発の増加に伴い住宅地が工場等に近接するような立地状況が生じたことにより、事業活動に伴う日常的な操業音についての苦情が多くなっています。

交通騒音について、本市では名神高速道路、京滋・西大津両バイパス、湖西道路、国道1号、新幹線に加え、平成 24 年 12 月に志賀バイパスの延長区間が供用され、これらの主要幹線道路や鉄道の沿線住民から騒音防止対策の要望等が寄せられています。自動車専用道路については防音壁の設置等が行われていますが、今後はさらに交通、物流対策等を含めた総合的な対策が必要となっています。

② 振動

振動は、地盤や構造物を伝わって人体に感知され不快感を及ぼし、快適な生活環境を損なう要因となります。振動の発生源は、工場、事業場、建設工事現場、道路・鉄道等のほか、近隣住宅など多岐に渡ります。近年は一般家庭へ発電・給湯等設備が普及したことによる個人間でのトラブルが多くなっています。

(4) 廃棄物

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物とに大別されます。産業廃棄物とは、工場等から事業活動に伴い排出される燃えがら、汚泥、ガレキ類等をいいます。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、家庭から排出されるごみやし尿等の家庭系廃棄物と事業系一般廃棄物がそれにあたります。本市においては、人口の増加やライフスタイルの変化に伴うごみ質の多様化から、ごみ処理事業に様々な課題が生じています。

① ごみ

本市におけるごみ量の推移は、長期的に見ると平成 12 年度をピークに、平成 16 年度から平成 28 年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 29 年度は増加に転じ、平成 30 年度以降は横ばいで推移しています。令和 3 年度は、対前年度比 2.60%減少し 94,929t となりました。

今後も循環型社会を目指し、より一層のごみ減量とリサイクルを推進していきます。

② し尿

本市における令和 3 年度のし尿、浄化槽汚泥の処理量は 12,640.4kl です。公共下水道の整備・普及にともない年々減少傾向にありましたが、し尿については新型コロナウイルスによる新生活様式が定着してきたことに加え、大型公共工事における仮設トイレの影響により増加しました。

このような中で、下水道計画区域外及び当分の間下水道の整備が見込めない下水道整備計画区域内の地域については、生活排水対策として、雑排水とし尿を併せて処理する浄化槽の整備促進が不可欠であることから、昭和 63 年度から補助制度を設け浄化槽設置の普及促進を図っています。

また、浄化槽については、その適正な管理が重要であることから、浄化槽管理者への啓発を行い、一層の維持管理の徹底を図っています。

3 快適環境

本市では、昭和 60 年 3 月、快適環境整備計画“煌めき大津”(大津市アメニティ・タウン計画)を策定し、大津湖畔なぎさ公園整備や河川・沿道の緑の回廊整備、歴史的なまちなみ保存施策をはじめ、河川の親水化、公園等の整備を進めるとともに、河川愛護・美化活動の推進、表彰制度などを行ってきました。

平成 15 年 10 月には、全国で 10 番目となる古都保存法による「古都」の指定を受け、名実ともに「古都大津」として全国に認められることとなりました。

こうした動きと並行して、まちづくりにおける景観づくりの基本理念となる「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」の制定(平成 16 年 4 月 1 日施行)、さらに「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」の策定を行い、これからの景観形成の基本方針、実現のための方策を示しました。

平成 18 年 2 月には、先の基本方針や方策を踏まえ、「水・緑・人が織りなす古都のかがやき」を基本理念とする「大津市景観計画」を策定し、景観に関する規制誘導を行っているところです。

先人から受け継いだ貴重な景観を守り、育て、次代に継承していくため、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進し、時代を越えても美しく輝き続ける古都大津にふさわしい風格あるまちづくりを目指しています。

4 地球環境

本市では、市の環境特性と環境問題への取り組みの経験を生かし、地球環境を保全するための課題と具体的な行動を示すとともに、市民、事業者、行政のパートナーシップ(協働)により、これらの行動を推進していくための方向を明らかにした『大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ 21 おおつ(第 1 次)』を平成 12 年 3 月に策定し、地球環境保全を推進するための取り組みを進めてきました。

この計画は、平成 22 年度までを計画期間とし、「平成 22 年度に、市民 1 人あたりの二酸化炭素排出量を、平成 2 年度の排出量より 6%削減すること、その他の温室効果ガスについては可能な限り削減に努めること」を総合目標に掲げ、「エネルギー」、「自動車・交通」、「ごみ減量・グリーン購入・リサイクル」、「オゾン層の保護」、「琵琶湖と生きもの」をテーマに市民、事業者、市のそれぞれが取り組みを進めることを示しました。

市ではこの計画に基づき、地球環境の保全のための取り組みを進めました。またこれと並行して、市民・事業者・行政が協働して地球環境保全の取り組みを推進することを目的に「おおつ環境フォーラム」が平成 13 年に設立され、積極的な取り組みが推進されてきました。

これらさまざまな取り組みの結果、平成 22 年度の市民一人当たりの二酸化炭素排出量は、平成 2 年度(参考値)に比べ 13.9%減少しており、『アジェンダ 21 おおつ(第 1 次)』に示す目標値を達成しました。

第 1 次計画の間、合併に伴う市域の拡大や人口増加といった社会情勢の変化、地球環境保全に関する国内外での条約や法令などの制定の動き、さらには地球環境問題に対する市民の意識の高まりなど、地球環境問題を取り巻く情勢は大きく変化し、このことを踏まえ、「アジェンダ 21 おおつ(第 1 次計画)」の第 2 次計画として、平成 23 年 3 月に『大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ 21 おおつ(第 2 次)』を策定しました。

『アジェンダ 21 おおつ(第 2 次)』は、平成 23 年度から令和 3 年度を計画期間とし、「令和 3 年度までに、温室効果ガス排出量を平成 19 年度比で 34%削減すること」及び「多様な生きものを理解し、育み、そして未来につながる大津を築くこと」を目標に掲げ、地球温暖化と生物多様性を重点的に取り組む地球環境問題としています。現在はこの計画に基づき、地球環境を保全するための取り組みを進めています。

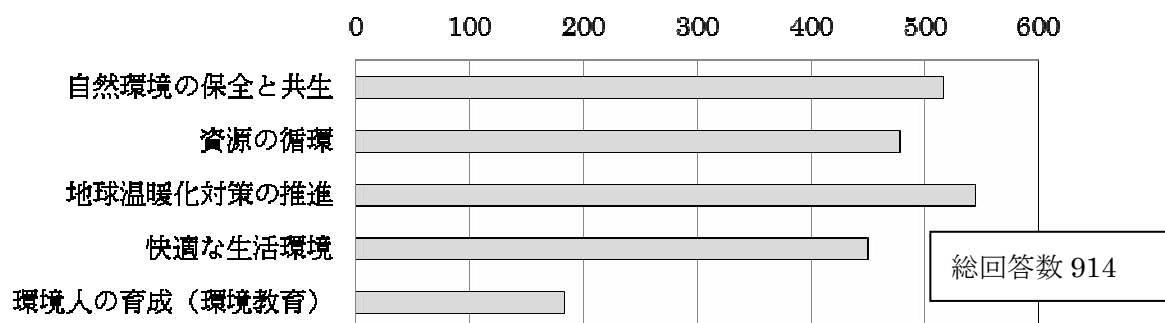
なお、令和 2 年 11 月に計画期間を 1 年間延長し、令和 3 年度までに変更しています。

5 市民・事業者の環境に関する意識

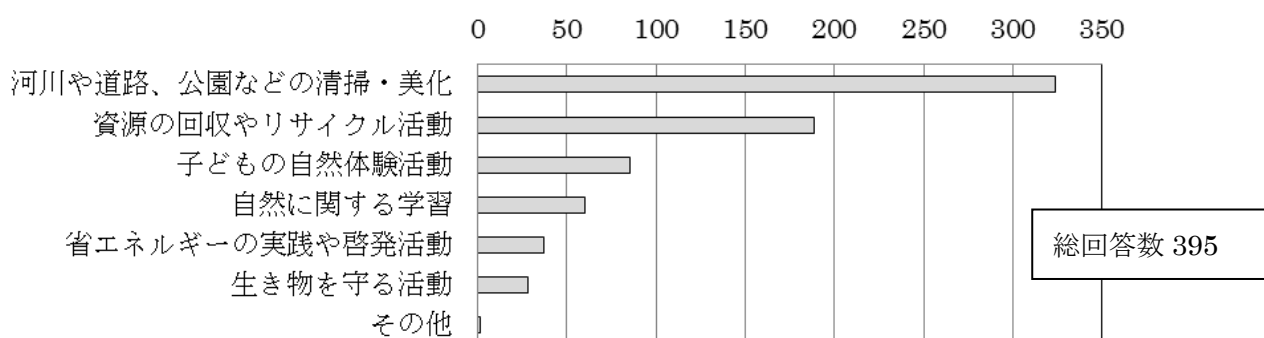
(1) 市民の環境に関する意識

令和元年度に実施した環境問題に関する市民意識調査によると、「地球温暖化対策の推進」は高い関心を持たれている一方、具体的な取り組みについては浸透していないことが伺われました。

問 関心を持っている環境問題(複数回答)



問 現在参加しておられる、または参加したことのある環境保全活動(複数回答)



(2) 事業者の環境に関する意識

令和元年度に実施した環境問題に関する企業意識調査によると、環境保全への取り組みについて、全体の8割以上が廃棄物削減や省エネについては「既に実施」「今後実施したい」と回答されていますが、その一方で、環境に関する取り組みの手間やコストが敬遠されていることが分かりました。

第3節 環境の保全と創造に関する条例

1 大津市環境基本条例

平成7年9月、昭和48年に制定した「大津市環境保全基本条例」を全面的に見直し、「大津市環境基本条例」を制定しました。これは、都市化の進展や近年のライフスタイルの変化に伴う都市生活型公害や地球環境問題などの新たな問題に対応するためのもので、環境施策推進にあたっての基本理念、市、市民、事業者の責務、基本的施策の推進、環境基本計画の策定、環境配慮の推進及び推進体制の整備等を定めています。

環境基本条例の体系

前文

豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則								
<table><tr><td colspan="2">第 1 条 目的</td></tr><tr><td colspan="2">環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</td></tr></table>					第 1 条 目的		環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	
第 1 条 目的								
環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。								
第 3 条 基本理念								
①健全で恵み豊かな環境の将来にわたっての維持	②人の健康の保護、生活環境並びに自然環境の保全	③生物の多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全	④地域の個性を生かした快適なまちづくりの促進	⑤環境への負荷の少ない社会の構築				
第4条 市の責務		第 5 条 市民の責務	第 6 条 事業者の責務					
基本的かつ総合的施策の策定及び実施 率先した取り組み、市民、事業者に対する支援		日常生活に伴う環境負荷の低減 良好な環境保全と創造への積極的取り組み	事業活動に伴う環境保全上の支障の防止 環境負荷の低減 市民活動への協力					
第 2 章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策								
<table><tr><td colspan="2">第 7 条 環境基本計画</td></tr><tr><td colspan="2">良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</td></tr></table>					第 7 条 環境基本計画		良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱	
第 7 条 環境基本計画								
良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱								
環境上の基準	環境への配慮	良好な環境の保全と創造を推進するための施策	地球環境保全に関する地域行動計画等					
第 8 条 環境上の基準の策定	第9条 環境配慮指針の策定 第10条 市の施策策定時の配慮 第11条 事業所の環境配慮体制の整備促進	第12条 環境教育、学習の振興 第13条 市民活動の促進 第14条 情報の提供 第15条 調査研究体制の整備 第16条 報告書の作成等	第17条 地域行動計画 第18条 国際的な情報交換等					
第 3 章 環境審議会								
第 19 条 審議会の設置								
第 4 章 雑則								
第 20 条 推進体制の整備								

2 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例

自然環境の保全と増進を図ることを目的として、昭和 50 年 3 月、「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」を制定しました。

この条例では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定め、市長の責務としてあらゆる施策を通じて良好な自然環境の保全等に努め、市民の快適な生活を確保しなければならないとしています。

また、市民、事業者の責務として、自然環境の保全等に関する認識を高め、自ら自然環境の保全等に努めなければならないとしているほか、保護樹木・保護樹林の指定や緑化の推進などを規定しています。

3 大津市生活環境の保全と増進に関する条例

環境基本条例の理念に即して現代の環境問題への対応を図るとともに、環境法令との整合、環境汚染防止技術の向上等に伴う見直しを図るために、平成 10 年 9 月、「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」(昭和 49 年 2 月制定)の全部改正を行いました。

この条例では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定め、市長の責務として公害の防止並びに良好な生活環境の保全及び増進に努め、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保しなければならないとしています。

また、特定事業等の環境配慮指針による環境配慮の推進、工場等の環境管理システム整備の推進、有害化学物質対策の強化、地球環境問題に対する施策などを規定しています。

4 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて環境の美化を推進することにより、より良い快適環境の創造と地球環境の保全を目指したリサイクル社会を実現するため、平成 6 年 6 月、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定しました。

この条例では、廃棄物の発生抑制、再利用の促進、環境美化等について市、市民及び事業者の責務を定めるとともに、相互に協力しなければならないとしています。

第 4 節 環境施策の推進

1 大津市環境基本計画

大津市環境基本条例第 7 条に、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。市では、平成 11 年 3 月に本計画を策定し、取り組みを進めてきましたが、平成 22 年度には計画期間を終了することから、平成 23 年 3 月に、計画期間を平成 23 年度から令和 2 年度までとする第 2 次計画を策定し、現在はこの計画に基づき取り組みを進めています。

なお、令和 2 年 11 月に計画期間を 1 年間延長し、令和 3 年度までに変更しています。

(1) 計画の性格と目的

大津市総合計画基本構想を環境面から実現するために、総合計画基本構想及び基本計画に示された施策を環境の視点を通して関連性を持たせ、総合的、計画的に推進するものであり、大津市環境基本条例第 7 条に基づき策定したものです。

(2) 計画の特徴

ア 環境に係る全ての施策が 16 の基本施策の中に体系化された総合的な計画です。

- イ 基本施策に 35 の＜施策推進の目標＞と 22 の＜施策推進の指標＞を設け、施策推進の状況を把握します。
- ウ 望ましい環境づくりのために特に重要な課題について 6 つの重点事業を設けています。
- エ 市民、事業者、市が日常生活や事業活動で環境配慮を進めるための「環境配慮指針」の策定を基本計画に位置付けた行動型の計画です。

(3) 計画の枠組み

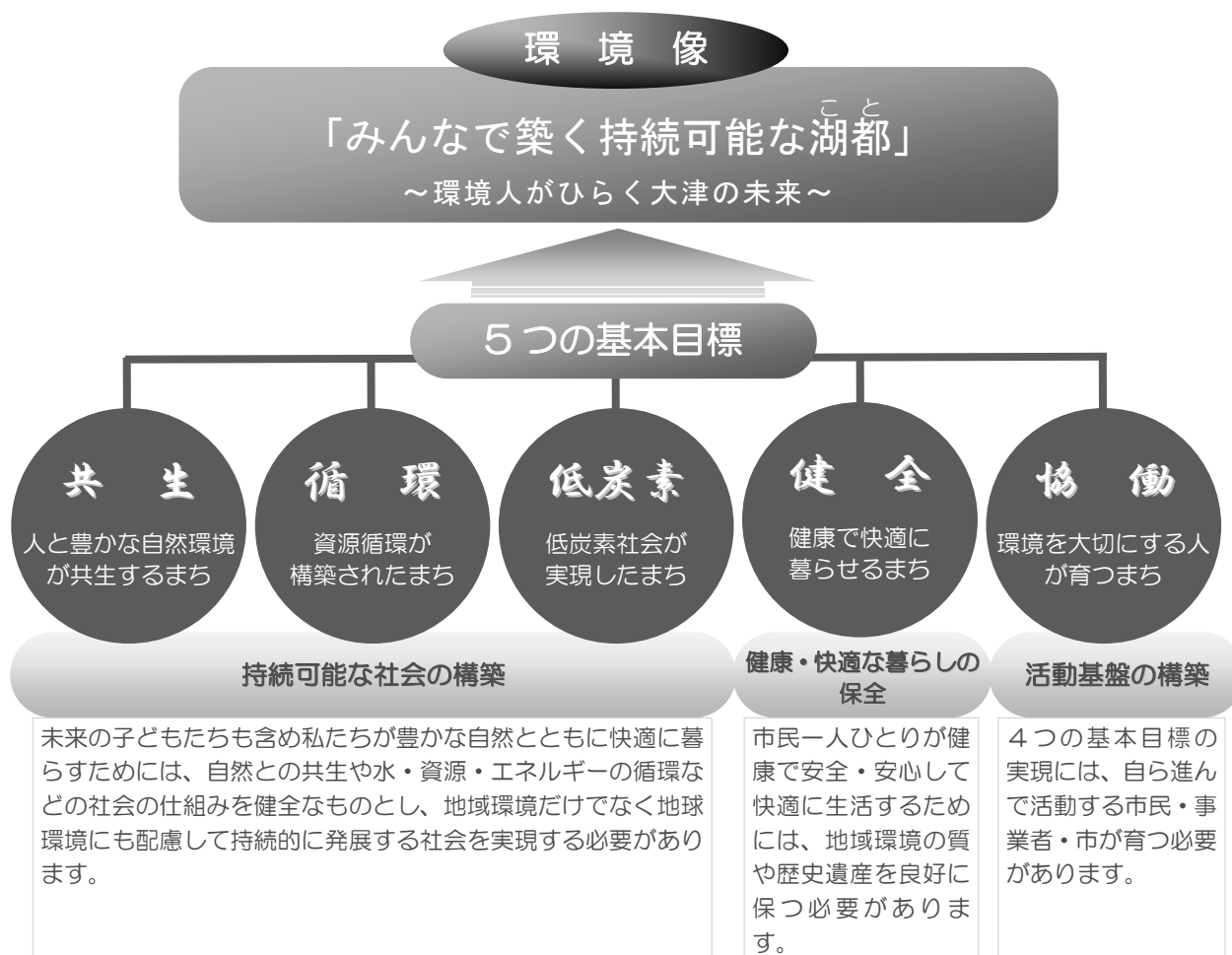
- ア 自然環境、生活環境、快適環境について、地域環境から地球環境までを対象としています。
- イ 大津市のすべての市民、事業者、市が計画を推進する主体です。
- ウ 対象地域は、大津市全域です。

(4) 計画の概要

ア わたしたちが目指す環境像と 5 つの基本目標

私たちが目指す環境像として「みんなで築く持続可能な湖都～環境人がひらく大津の未来～」を掲げ、これを実現するために、「共生」「循環」「低炭素」「健全」「協働」という 5 つの基本目標を設けています。

私たちが目指す環境像と 5 つの基本目標



イ 基本方針と基本施策

5 つの基本目標を達成するために、10 の基本方針を設け、方針に沿った 16 の基本施策を定めています。

ウ 重点事業

「目指す環境像」を実現するため、特に重要な課題に対する事業として 6 つの重点施策を推進します。

エ 環境配慮指針の策定

市民、事業者、市の各主体が日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示した「環境配慮指針」を策定することとし、その考え方を示しています。

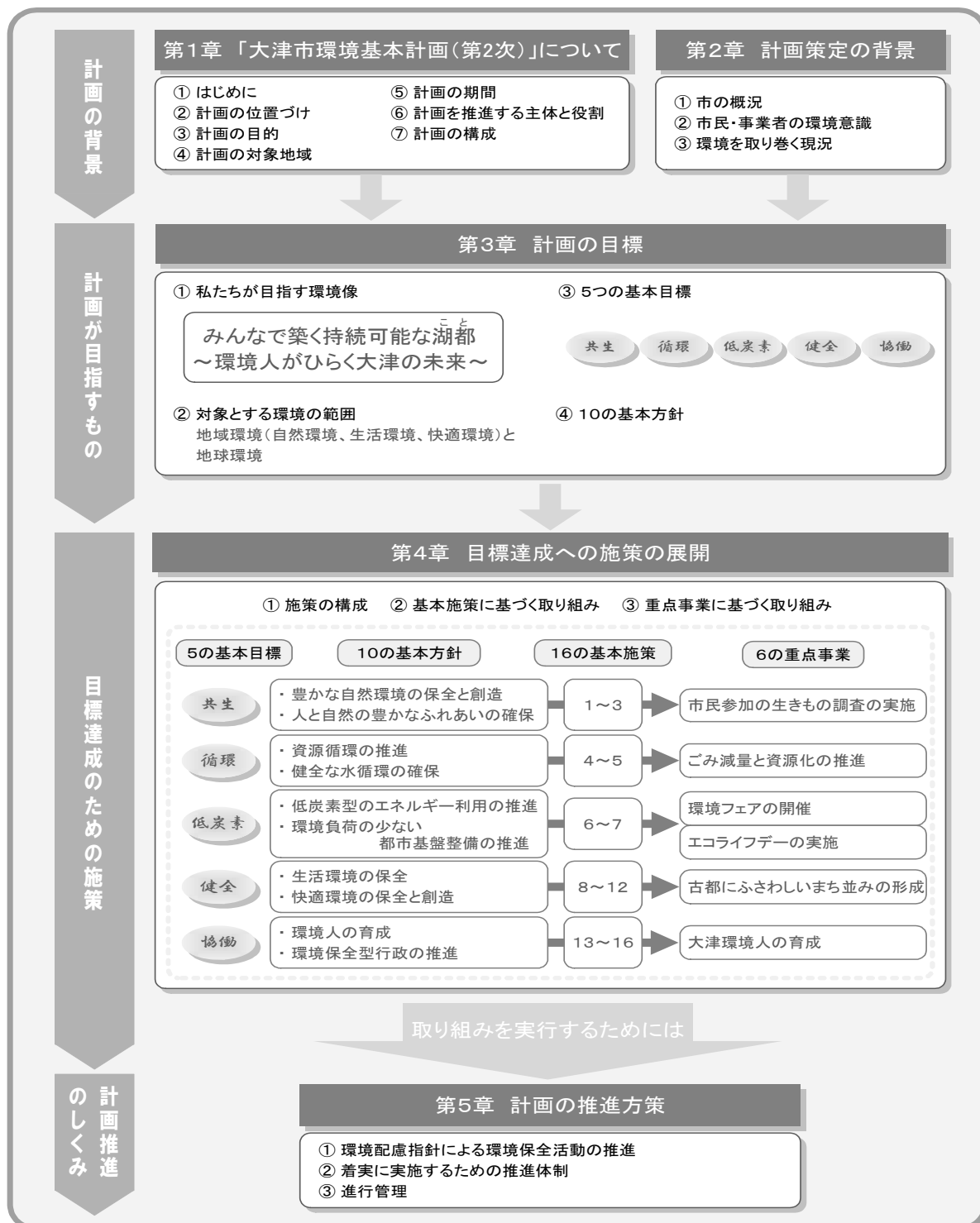
オ 計画の推進

市民、事業者、市のパートナーシップにより、積極的に計画を推進します。

(5) 事業の実施状況

基本施策の実施状況を資料編にまとめて掲載しました。

環境基本計画の体系



2「アジェンダ 21 おおつ」（大津市地球環境保全地域行動計画）

市では、環境基本計画の考え方にに基づき地球環境の保全に取り組んでいくため、平成 12 年 3 月に『アジェンダ 21 おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）を策定し、取り組みを進めてきました。平成 23 年 3 月には、計画期間を平成 23 年度から令和 2 年度までとする第 2 次計画を策定し、現在はこの計画に基づき取り組みを進めています。「アジェンダ 21」とは 21 世紀に向けた地球環境を守るための課題（アジェンダ）という意味です。

なお、令和 2 年 11 月に計画期間を 1 年間延長し、令和 3 年度までに変更しています。

(1) 計画の目標

取り組みの総合的な目標（総合目標）として、次の目標を掲げています。なお、地球温暖化については、長期的な視点で取り組む観点から、2050（令和 32）年度を目標年次とした長期目標も設定しています。

●地球温暖化

【中期目標】

2020 年度までに、温室効果ガス排出量を 2007 年度比で 34%削減します。
（※1990 年度比で 25%削減に相当）

【長期目標】

2050 年度までに、温室効果ガス排出量を 2007 年度比で 82%削減します。
（※1990 年度比で 80%削減に相当）

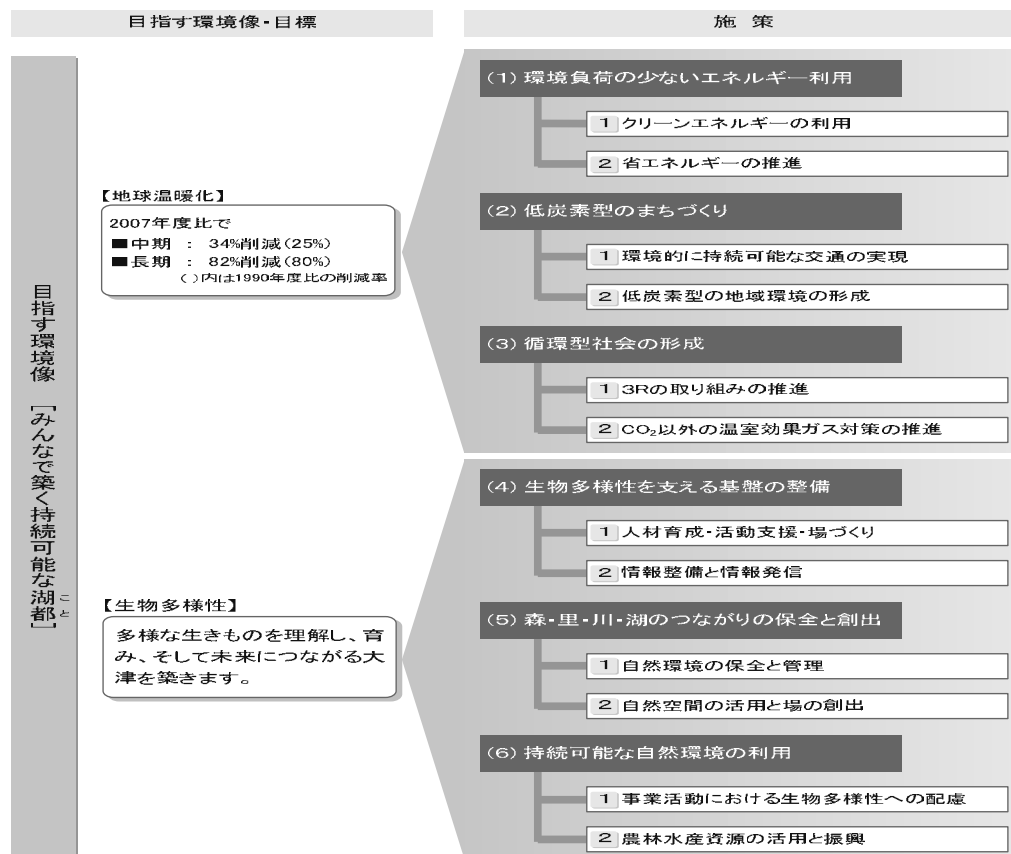
●生物多様性

多様な生きものを理解し、育み、そして未来につながる大津を築きます。

(2) 目標達成に向けた施策

計画目標を達成するため、地球温暖化について 3 つ、生物多様性について 3 つ、計 6 つの施策の柱に基づき、取り組みを行います。

施策の体系



(3) リーディング事業

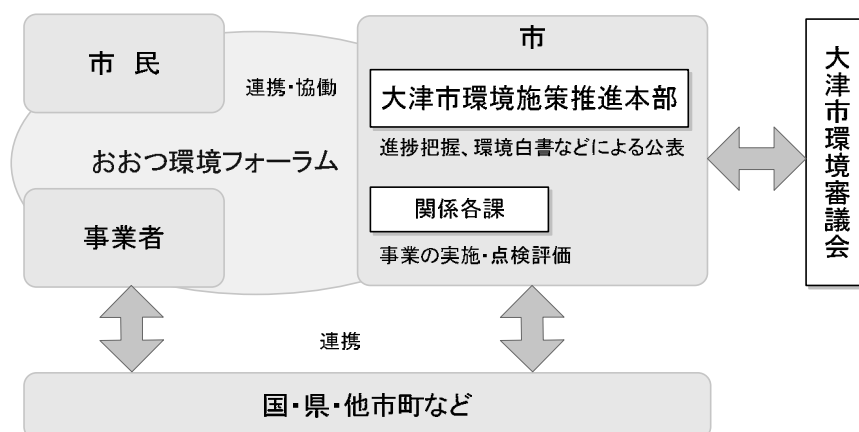
「アジェンダ21おおつ」の目標を実現していく上で、優先的かつ重点的に取り組む必要がある課題の中から、市として、あるいは関係主体が連帯して可能なところから取り組めるものを抽出し、先導的に本計画を推進していくものとして定めています。

9つのリーディング事業

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| 【事業1】CO2の『見える化』による省エネルギーの推進 | 【事業2】環境にやさしい事業活動の推進 |
| 【事業3】環境にやさしい運転、自転車・公共交通機関の利用 | 【事業4】地域で取り組む低炭素なまちづくり |
| 【事業5】ごみの減量と資源化 | 【事業6】身近な生きものの調査 |
| 【事業7】地域かんきょう学校づくり | 【事業8】自然環境保全に取り組む団体のネットワーク化 |
| 【事業9】流域管理モデル河川での取り組み | |

(4) 計画の推進

本計画に掲げた目標を達成するために、市民、事業者、市が自主的に取り組むとともに、各主体が連携・協働し、地域が一体となって計画を推進します。



3 大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】

環境配慮指針【自然地域別・主体別編】は市民、事業者、市が環境基本計画の趣旨にのっとり、日常生活や事業活動において自主的、積極的に環境に及ぼす影響を少なくするための行動指針です。(平成11年3月策定、平成23年3月見直し)

(1) 指針の概要

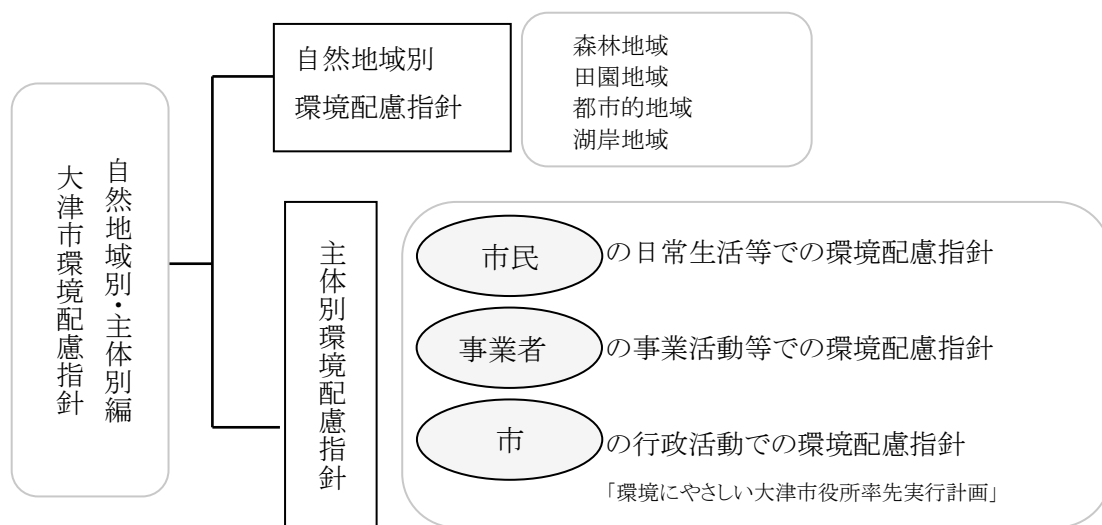
ア 自然地域別環境配慮指針

市民の日常生活、事業者の事業活動、市の事業実施の基盤となる土地の利用において、市域の自然・土地特性に応じた環境への負荷が少ない適正な利用を行うことができるよう、「森林地域」「田園地域」「都市的地域」「湖岸地域」の4つの自然地域別に【地域の特性と環境保全上の課題】、【環境配慮の基本方向】、【目標別の配慮事項】を示しています。

イ 主体別環境配慮指針

市民、事業者、市が、環境に与えている負荷や自然からの恵みなど人と環境との関わりを理解し、それぞれの立場で、自主的、積極的に環境配慮を行っていくための指針を示しています。

環境配慮指針の体系



(2) 指針の活用

自然地域別配慮指針は、市民、事業者、市が日常生活や事業活動を行う際の基礎的な指針として活用します。

主体別環境配慮指針は、環境学習の基礎資料として、日常生活における環境配慮の状況をチェックするために、また、環境管理システムの考え方を参考にして家族で話し合い、できることから環境配慮を進めるために活用します。また、事業活動においては、環境配慮の状況をチェックしたり、環境配慮システムを整備するために活用します。

4 大津市環境審議会

昭和 48 年の環境保全基本条例の制定に伴い、昭和 49 年 2 月に環境審議会が発足し、平成 7 年 9 月に環境基本条例を制定したことに伴い、同条例第 19 条に位置付けられたものとなっています。

環境の保全に関し識見を有する 20 人以内の委員で組織され、環境基本条例施行以降、『大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直しについて』、『大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について』、『「大津市環境基本計画」及び「大津市地球環境保全地域行動計画」の策定について』及び『「大津市環境基本計画（第3次）」の策定について』の答申を受けています。

5 大津市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項について調査審議するため、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」第 17 条に基づき設置しています。学識経験者、市民のうち識見を有する者、事業者団体の推薦する者等計 15 人以内の委員で組織され、市長の諮問により、平成 23 年には「家庭ごみの有料化について」、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について」の答申を、そして、最近では、令和 3 年 12 月に「一般廃棄物処理基本計画について」の答申を受けています。

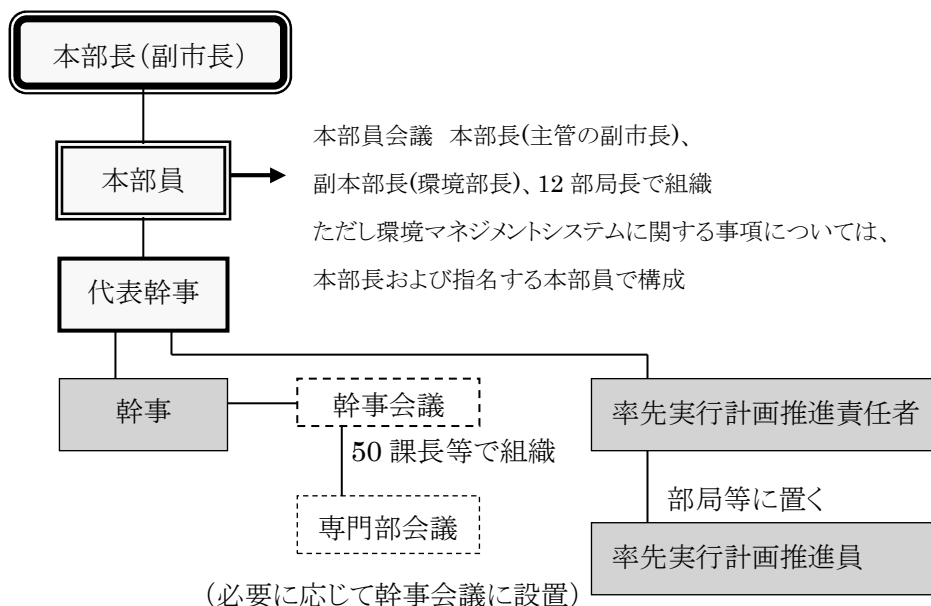
6 大津市環境施策推進本部

良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例第 20 条に基づき、平成 9 年 12 月に設置したものです。

副市長を本部長として関係部課で組織し、「大津市環境基本計画」の推進に関すること、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」の推進に関すること、市の環境マネジメントシステムの構築等に関することについて、協議等を行っています。

大津市環境施策推進本部の体系

(令和 4 年 4 月 1 日現在)



7 環境影響評価制度

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、環境への影響について事前に調査、評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画とする制度です。

(1) 国における制度

平成 9 年 6 月に環境影響評価法が制定され、11 年 6 月から全面施行されました。道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境への影響が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価手続の実施を義務付けています。

平成 23 年 4 月に環境影響評価法の一部が改正され、事業者により作成される図書の公表の義務化などについて平成 24 年 4 月 1 日に施行、計画段階環境配慮書手続や環境保全措置等の結果の報告・公表手続について平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

(2) 滋賀県における制度

滋賀県では、昭和 56 年 3 月に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を制定後、平成 10 年 12 月に滋賀県環境影響評価条例を新たに制定し、平成 11 年 6 月に全面施行されました。この条例は、①早い段階からの環境への配慮の仕組みの導入、②複合開発事業の概念の導入、③住民参加の機会の充実、④事後調査の手続きの充実、⑤知事意見の反映を担保する手続きの導入などが特徴となっています。

平成 25 年 3 月には、法の改正の趣旨を踏まえた条例の改正が行われ、平成 25 年 4 月、平成 26 年 4 月と段階的に施行されました。

なお、本市においては、大津市環境影響評価専門委員会を設置しており、滋賀県から環境保全に関する意見を求められた際には、委員会において専門的な事項についての審議が行われ、その結果を受けて本市から意見書が提出されます。

第2章 各 論

第2章 各論

第1節 多様な自然環境の体系的な保全

1 地域の自然的社会的特性に応じた自然環境の体系的な保全

<現況>

大津市には森林から丘陵地、田園、市街地、琵琶湖や瀬田川に至る明確な地形的特徴があり、この多様な自然環境が豊かな生態系を保全し、大津らしい景観を形成するなど環境の基礎となっています。

特に、森林、丘陵地や農用地などは木材や農産物の生産の場であるとともに、動植物の生育・生息場所を提供し生態系の基盤となっています。また、国土保全、水源かん養、保健休養、自然景観形成等の多面的、公益的機能を持つなど重要な役割を果たしています。

<実施事業等>

(1) 「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」の設定

平成29年3月に、市議会において「第5次大津市国土利用計画」が議決されました。この計画は国土利用計画法第8条の規定に基づいて、本市の区域の土地利用に関して必要な事項を定めるもので、自然的地域（森林地域、田園地域）、都市的地域（既成市街地、再生市街地、進行市街地）、湖岸地域及び歴史的地域のそれぞれにおける土地利用の基本方向を定めています。計画の中で、自然的地域の恵まれた豊かな環境を保全するため、第3次計画より位置づけてきた「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」について、他の用途への転換を抑制するとしています。

「緑地保存地域」とは、市街地背後の緑の山並みを形成する森林地域で、主として自然公園や風致地区などに指定された区域、「環境形成緑地」とは、独立丘などの里山、農業振興地域の農用地及び宅地以外の地すべり防止区域などに指定された区域です。⁽¹⁾

(2) 遊休農地解消対策事業

新農業基本法、WTO 農業協定上の「緑」の政策として、中山間地域等における耕作放棄地の解消と担い手の育成及び多面的機能の保持・増進等、農業生産活動を支援しています。傾斜地等耕作条件の不利な中山間地域の集落が、中山間地域等直接支払交付金制度の活用により、耕作放棄の防止を目指すとともに、中山間地域の農地が有する水源の涵養、良好な景観等、多面的機能を確保します。

- 28集落において活用され、水路・農道等の管理活動を含む農業生産活動が行われました。⁽¹⁶⁾

(3) 農地の有効利用と農業基盤の整備（ほ場整備）

農業振興と公益性の高い地域資源である農地の有効活用を図るため、ほ場整備を推進しています。不耕作地の解消と水路整備により、田園景観や水の循環に伴う生態系の保全も図れます。

- ほ場整備事業計画の推進として、田上地区において県営土地改良事業を実施しています。⁽¹⁷⁾

(4) 自然景観の保全の推進による緑地保全

- 「大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、風致地区内の建築等の規制に関する協議、審査について、令和3年度は、67件の許可申請等を受け、審査・許可業務を行っています。⁽²⁸⁾

(5) 「緑の基本計画」に基づく施策推進

「緑の基本計画」の基本理念に基づき、市民一人ひとりが緑の存在や、それらの関わりがいかに大切か認識し、水と緑の環境のまちづくりへの積極的な参加を促すため、ホームページへの掲載や、計画冊子の作成により、周知に努めています。

○ 都市公園等面積 10.0 m²/人口[R4.4.1 現在]⁽³⁰⁾

目標;都市公園等面積 11.0 m²/人口[～平成 28 年度]

(6) 保護地区の指定と保全施策の推進

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地内や市街地に近接する良好な自然地区として「瀬田川自然保護地区」を指定しています。⁽³⁰⁾

自然保護地区の概要

指定年月日	昭和 55 年 8 月 1 日
保護地区の名称	瀬田川自然保護地区
指定する土地の区域	瀬田川河川敷で鹿跳橋の上流 875 メートルの地点から鹿跳橋の下流 200 メートルの地点までの区域(面積 62, 776 平方メートル)
指定の内容	瀬田川の河岸、河床に存在する甌穴(おうけつ: 大小さまざまな丸い穴のあいた岩石)を含む指定区域内の自然景観(鹿跳橋を除く。)

(7) 緑地協定の締結

住民が自らの手で、緑豊かな潤いのある街づくりを進めるため、守るべき街の緑や、宅地における緑の配置を住民同士で取り決め、自然環境の保全や美しい街並みの創出を図るものです。この制度は、住民自身による緑地の保全及び緑化の意思を法的に位置づけるものです。

○ 令和 4 年 4 月 1 日で 26 地区と締結しています。⁽³⁰⁾

目標;緑地協定地区数 50 地区

(8) 山百合の丘事業

開発エリアにおいて、主に競走馬育成牧場を主体とする土地区画整理事業が完了しました。

残る未施工区域約 36ha については、北部地域新産業拠点形成計画に基づき、引き続き所有者と土地利用に関する調整に努めます。⁽²⁸⁾

(9) 多自然川づくりや多自然型水路等の整備

自然環境や周辺景観を考え、護岸にはカゴマットや環境保全型空積ブロックを使用することにより、多様な生き物がくらせる河川づくりを目指しています。⁽³³⁾

2 開発事業等の計画の早い段階から環境配慮システムの整備

(1) 大津市開発事業の手続及び基準に関する条例に基づく緑化指導等

開発事業者に対し、都市計画法その他の関係法令、大津市の各種計画に適合するよう指導しています。また、一定規模以上等の開発の際には、「大津市開発許可制度に関する基準」に基づき、開発区域内に緑地を確保するよう指導しています。⁽³¹⁾

(2) 開発事業等における環境配慮制度の充実

「大津市環境基本条例」に基づき、事業者が事業計画の早い段階から自主的、積極的に環境への配慮を行い、環境への負荷低減と公害防止に努めるための指針として、環境配慮指針を策定しています。また、一定規模以上の事業を特定事業(開発事業、生活環境影響事業及び中高層建築物の建設事業)、又は大規模建設等事業として定め、事前協議制度などを通じて、事業者が環境への配慮を求めるとともに公害防止に努めるよう指導しています。⁽¹⁹⁾

3 環境保全型農林水産業の推進

(1) 農地・水・環境保全向上対策事業

近年の農業環境は、過疎化、高齢化等の進展に伴う集落機能の低下により、適切な管理が困難な状況にあることから、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発展を図るため、営農活動を支援しています。

- 協定締結地区 29 組織(40 集落)⁽¹⁶⁾

化学農薬や化学肥料の使用を通常の 5 割以下に削減する「環境こだわり農産物」の作付をしています。

(2) 市民参加による里地里山の保全

棚田保全活動として、地域住民と都市住民らの協働団体によるボランティア活動により、棚田の復田や草刈、水路清掃などの田園景観の保全を図っています。

- 仰木平尾地区、上仰木八王寺地区で実施されました。⁽¹⁷⁾

(3) 間伐促進等森林整備事業

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう間伐等保育を要する森林に対し、森林整備を行うことにより、森林資源の維持増進を図っています。

- 間伐の実施面積 37.58ha、下刈の実施面積 8.05ha等⁽¹⁶⁾

第2節 生物多様性の確保

1 多様な生態系の保全

<現況>

本市は、自然林、人口林、河畔林、耕作地、草地などの様々な環境を有しており、琵琶湖湖岸から標高1千mを越す比良山地に至るまで標高差が大きく、琵琶湖、内湖、河川などの水域環境を有しています。この多様な自然環境を反映して、多くの種類の生き物が生育・生息しています。特に、里地里山では多様な生態系を形成していることが、本市の特徴となっています。

平成20年度実施の天津市自然環境植生調査、及び平成21年度実施の天津市自然環境動物調査による動植物の生息・生育状況は次のとおりでした。

植物(平成20年度調査)

森林植生、草本植生を併せて約70タイプの植物群落が確認されました。この多くは植林地・耕作地植生、代償植生であり、自然植生は比良山地の高標高地や田上山地等に小面積で残っています。

貴重植物群落としては、比良山系にクロモジブナ群集、アシウスギブナ群落等の分布がみられ、貴重植物としては、南部に、カミガモシダ、アイナエ等の分布が確認されています。

動物(平成21年度調査)

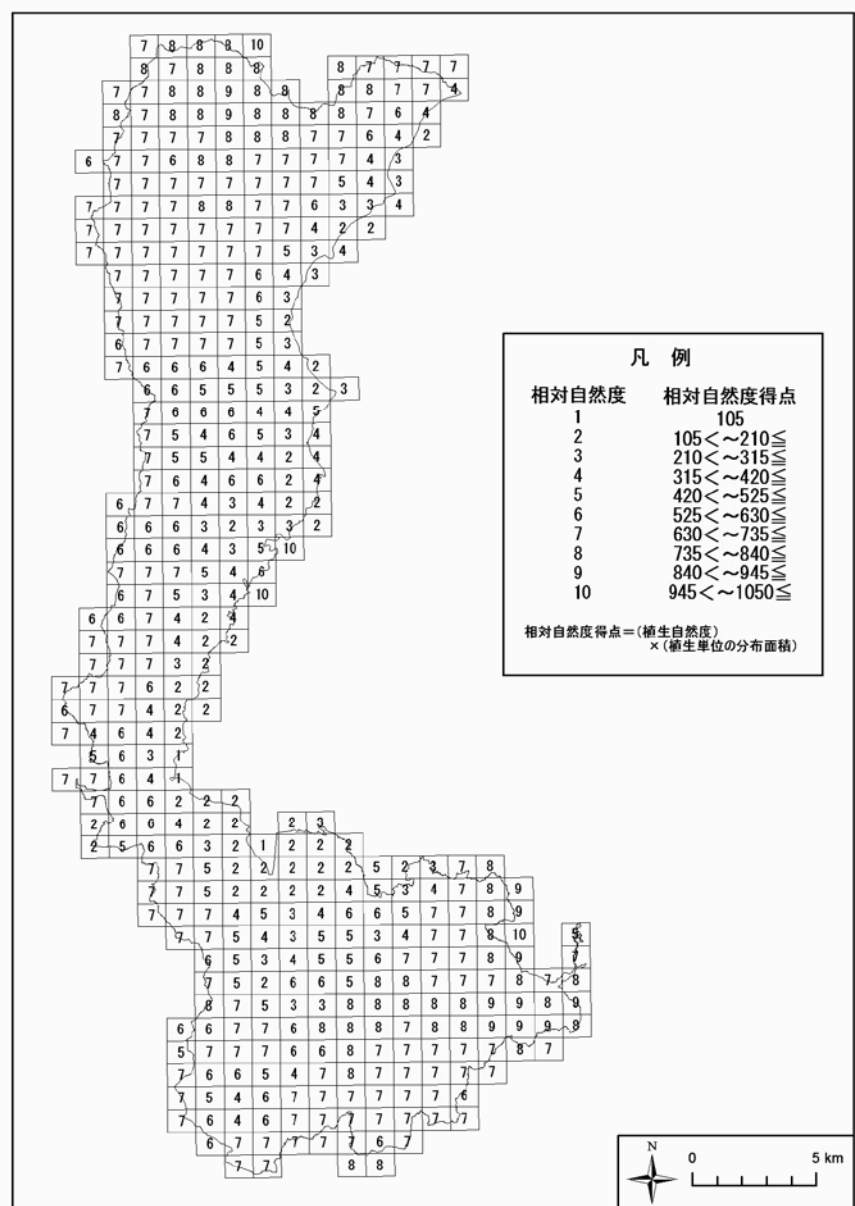
天津市は面積が広く、地形的にみても比較的標高の高い山地から丘陵、平野部まで種々の地形が存在することから、生息している野生生物は多岐にわたっています。

市北部に位置する比良山地は武奈ヶ岳(1,214m)を最高として、滋賀県で最も高い山地のひとつです。また、安曇川を隔てた西側の丹波高地の一部も800～900m級の標高を有しています。

この山地帯には、ツキノワグマ、

カモシカ等の奥山型の哺乳類や、渓流域のハコネサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ナガレヒキガエル等の生息も知られています。また、昆虫類では山地性のミドリシジミ類を多産し、エゾハルゼミ、コエゾゼミ、ルリボシヤン

相対自然度



マ等、近畿地方でも高標高の山地のみに分布するグループが多く見られます。近畿地方ではブナ帯の存在自体が高い価値を有しており、これらの山地は市域で最も自然度の高い貴重な地域といえます。

大津市域に生息する種として、哺乳類では 7 目 15 科 29 種、は虫類は 2 目 7 科 16 種、両生類は 2 目 6 科 19 種、昆虫類(河川昆虫類を含む)は 21 目 327 科 2,299 種、鳥類は 14 目 36 科 115 種の記録が確認されています。

指標[計画策定時];緑被率 82.3%[平成 20 年度]

指標[計画策定時];貴重動植物の確認種(植物 17 種、動物 80 科 182 種)

<実施事業等>

(1) 身近な環境(生きもの)市民調査【重点事業】

身近な自然や生きものをはじめ景観、湖岸形態などの色々な環境を対象にして市民が調査員となって調査を実施し、身近な環境の情報整備と調査を通じた環境学習を推進する制度で、平成 2 年度に発足しました。調査を通じて身近な環境に触れ、環境について考えることは自然環境保全の意識を育む機会となります。

平成 2 年度から平成 14 年度にかけて、ホタル、ヨシ、ユスリカ、アカトンボ、水辺の鳥、たんぼぼ、ツバメ、酸性雨、魚、サクラ、身近な鳥、セミ、ミズなどの調査を実施しました。調査結果は、地図や冊子等にまとめて、調査員をはじめ教育機関、図書館、支所、研究所等のほか希望者に配布してきました。

その後、平成 23 年度から市民ボランティアによる「身近な環境(生きもの)市民調査」を再開し、令和 2 年度までの 10 年間にセミ・アカトンボ・ドングリ・カエル・たんぼぼ(タンポポ)・ツバメ・バッタ・サギ(鷺)・ドングリを調査しました。

- 令和 3 年度は、「セミ」の市民調査員の募集・登録を行い、説明会・調査勉強会を開催(登録市民調査員 246 名)⁽¹⁹⁾

目標;身近な生きもの市民調査員参加者数 500 人/年[~平成 27 年度]

(2) 保護樹木・保護樹林の指定

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地及びその周辺に所在する樹木又は樹林で、良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するために必要があると認められるものを「保護樹木・保護樹林」として指定しています。

- 令和 3 年度末現在、保護樹木 26 本・保護樹林 5 地区を指定⁽¹⁹⁾

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

- | |
|--|
| <p>ア. 市街化区域内に所在すること。</p> <p>イ. 樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">○地上より 1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.5m以上である。○地上より高さが 15m以上である。○株立ちした樹木では、地上より高さが 3m以上である。○はん登性樹木では、枝葉の面積が 30 m²以上である。 |
|--|

保護樹木

指定 番号	樹木名	幹周 (cm)	樹高 (m)	推定 樹齢	所在地	所有者
3	ケヤキ	282	15.0	100	和邇中 298	大津赤十字志賀病院
4	イチョウ	210	15.0	150	札の辻 4-26	本願寺近松別院
5	イチョウ	205	16.0	150	同上	同上
9	エノキ	379	23.0	200	西の庄 15-16	石坐神社
10	イチョウ	435	24.0	600	木下町 7-13	和田神社
13	ケヤキ	350	26.0	400	中庄一丁目 14-24	篠津神社
14	クスノキ	188	13.0	70	園山一丁目 1-1	民間企業
15	カツラ	330	13.7	300	三井寺町 4-1	長等神社
17	クスノキ	325	21.1	350		個人
18	クスノキ	335	23.9	350		同上
19	イチョウ	345	21.1	300	下阪本五丁目 8-5	厳島神社
20	シダレヤナギ	204	14.7	100	島ノ関 1-60	大津市立中央小学校
21	イチョウ	200	13.2	130	本堅田一丁目 22-30	本福寺
22	シイ	500	14.1	300	坂本六丁目 1-19	大將軍神社
23	イチョウ	380	25.6	300	京町二丁目 1-16	善通寺
24	モミジバズカケノキ	436	22.4	70	京町三丁目 6-23	滋賀県
25	クスノキ	267	18.6	200	大江二丁目 28-41	西徳寺
26	ケヤキ	336	23.4	300	苗鹿一丁目 9-13	那波加荒魂神社
28	ケヤキ	525	23.0	400	滋賀里三丁目 1	倭神社
29	クスノキ	270	23.9	250	同上	同上
31	クスノキ	241	16.5	80	膳所二丁目 11-1	滋賀県立膳所高等学校
32	クスノキ	302	16.0	80	同上	同上
33	クスノキ	226	12.0	80	同上	同上
34	ムクロジ	240	15.6	200	下阪本六丁目 8-10	磯成神社
36	ツブラジイ	450	12.0	300	堅田二丁目 1-1	民間企業
37	クスノキ	400	11.5	150	同上	同上

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

ア. 市街化区域内に所在すること。 イ. 樹林を形成する樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。 ○ 樹林の面積が 330 m²以上である。 ○ 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが 30m以上である。 ○ 並木をなす樹木の集団で、その並木の長さが 100m以上である。

保護樹林

指定 番号	樹林名	面積 (m ²)	所在地	所有者
1	御霊神社の森	2,570	鳥居川町 14-13	御霊神社
2	高穴穂神社の森	3,647	穴太一丁目 3-1	高穴穂神社
3	膳所神社の森	5,728	膳所一丁目 14-14	膳所公園
4	平津の森	12,926	平津二丁目 9-13	戸隠神社
5	寺辺の森	14,700	石山寺二丁目 13-16	新宮神社

第3節 自然とのふれあいの推進

1 里地里山・琵琶湖をいかした自然に親しむ活動の推進

(1) 農村地域資源の活用とグリーンツーリズムの推進

緑豊かな農村地域資源を活用するため、「農」の情報発信事業を行いました。⁽¹⁶⁾

(2) 緑の普及、啓発の推進

- おおつ花フェスタの開催⁽³⁰⁾

2 自然体験空間の整備

(1) 都市公園・都市緑地等の整備

都市公園は、快適な市民生活や都市環境の保全などにとって、重要な公共施設であり、多様な機能を有しています。このため、指定管理者制度を導入し、公園の管理体制の強化に努めるとともに、公園の多様な機能が十分に発揮されるよう、公園・緑地の整備を進めています。⁽³⁰⁾

都市公園整備状況

(R4.4.1 現在)

都市公園等施設緑地		整備状況	
		カ所	面積(m ²)
都市公園	街 区 公 園	143	290,610
	近 隣 公 園	38	514,094
	地 区 公 園	6	378,387
	総 合 公 園	5	322,979
	運 動 公 園	2	279,433
	風 致 公 園	2	393,514
	都市緑地・緑道	32	484,672
小 計		228	2,663,689
公共施設緑地	児 童 遊 園	620	183,701
	ファミリー農園	5	6,353.45
	小 計	625	190,054
合 計		853	2,853,743

(2) 公園愛護会による維持管理の推進

公園をはじめとした市域の緑の保護育成に不可欠な適切な維持管理のため、公園に対する愛着の育成を目指して、公園愛護会の育成を進めています。

- 自治会等で構成された公園愛護会 119 公園 102 団体⁽³⁰⁾

目標:公園愛護会の登録数 150 公園[～平成 28 年度]

(3) 葛川森林キャンプ村等の運営

森林資源を活用した市民の憩いの場として、㊦川森林キャンプ村、ふれあいのもり(比叡山生活環境保全林)、一丈野生活環境保全林、暮雪山多目的保安林、楊梅の滝生活環境保全林について、適正な維持管理を行っています。葛川森林キャンプ村は、あり方検討のため、令和4年4月現在休止しています。⁽¹⁶⁾

(4) ファミリー農園の整備・充実

市内の遊休農地を有効利用し、土に親しむ機会の提供や、農業への理解を深めることを目的として開設しています。自然とのふれあいや、収穫の喜びなどを体験していただくとともに、遊休農地の解消の一助ともなっています。

- 市民農園開設区画数 209 区画⁽¹⁶⁾

ファミリー農園の整備状況 (令和4年3月31日現在)

	農 園 名	面積(㎡)	区画数
1	堅田一丁目	740	28
2	滋賀里	2,485	73
3	高砂	500	17
4	国分西出	1,226	41
5	国分西出	1,378	50
	計	6,329	209

指標[計画策定時];市民農園開設区画数 403 区画

(5) 自然体験施設等の運営

自然体験ができる施設として、次のとおりの施設を運営しています。

- 田上市民運動広場については、平成 20 年度からデイキャンプの機能をもつ市民運動広場として通年で運営しています。
- 桐生若人の広場(教育キャンプ場)は、社会教育団体向けに通年で運営しています。
- 比良げんき村は、琵琶湖が眼下に広がり深い緑に囲まれた野外活動施設です。宿泊棟、人工登はん壁、天体観測施設、木工作等実習室、キャンプ場、木製遊具、多目的広場等の施設があり、通年で運営しています。⁽⁴⁸⁾

第4節 省資源の推進

＜現況＞

ごみの減量と資源化に関しては、まずできる限りごみの排出を抑制し、次にごみとなったものについては、再使用、再生利用といった順にできる限り循環的利用を行い、それでもごみになるものについては、適正に処分するということを施策の基本としています。

ごみ量は平成12年度まで増え続け、昭和54年度からの約20年間で2倍以上となりました。

その後、市民のごみ減量意識の向上、経済状況の変動、企業の技術革新、ごみ減量施策の実施などにより、平成16年度から平成28年度までは減少傾向で推移していました。特に、平成19年度には家庭から出る大型ごみについて、拠点回収から戸別有料制度へ改めたこと、平成26年度には、平成25年に策定した「大津市ごみ減量実施プラン」に基づき、紙ごみの行政回収や事業系ごみからの産業廃棄物排除などを行ったことで、大きくごみ減量が進みました。

平成29年度以降は、増減を繰り返しながらも概ね横ばい傾向にあります。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、令和3年度に本市のごみ処理の基本となる「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

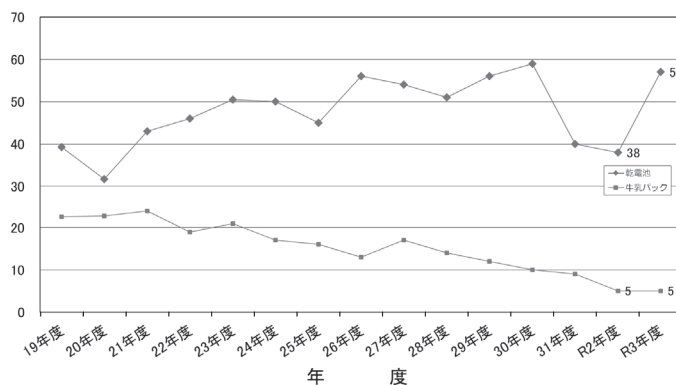
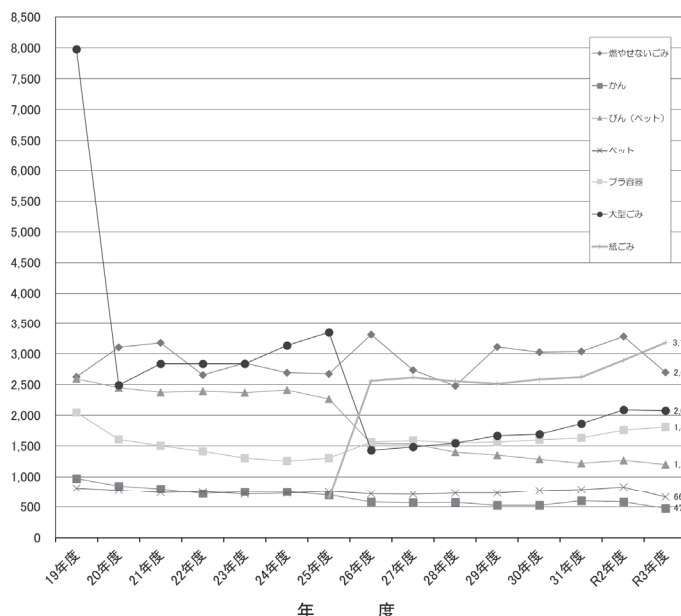
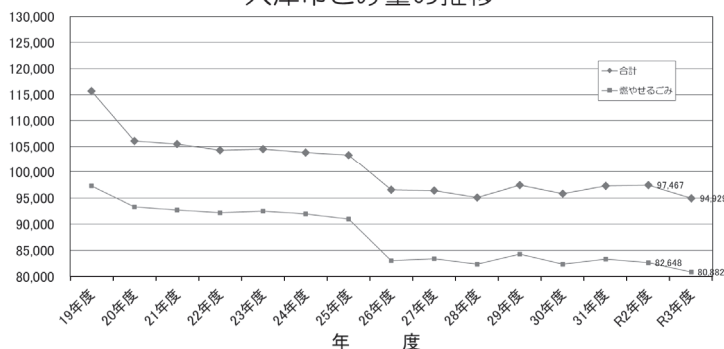
この計画は、循環型社会の形成に向けた国の推進策やごみ減量施策の推進に伴う住民意識の変化を踏まえたもので、令和4年度から令和12年度までの9年間を計画期間として、「～資源循環と環境への負荷低減をめざした“心ある行動”の実践～」を基本理念としています。

計画では、基本理念に基づいた3つの基本方針を定め、令和12年度を目標年次としたごみの減量化目標や、資源化に関する目標を掲げています。

【ごみ量（t）】

大津市ごみ量の推移

（注）各年度とも旧志賀町分を含む。



【重点事業】

- ごみ減量化(資源ごみを除く。) 23.0%減量 ⁽²⁰⁾

目標;ごみ減量化(資源ごみを除く。) 平成 19 年度を基準として一人 1 日あたり排出量 20%減量(中間年度平成 27 年度で 15%減量)

- 資源化率 15.18% ⁽²⁰⁾

目標;資源化率 20%

<実施事業等>

1 ごみ減量とリサイクル等の推進

(1) ごみ減量推進事業

ごみの減量化、資源化を推進するため、令和 3 年 12 月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、施策の展開を図っています。

なお、昭和 56 年 5 月 30 日に発足した市民会議の「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携を図りながら、ごみの減量と資源化に関する重要性について、市民・事業者にも周知啓発を行い、意識の向上に努めています。

- 3R推進事業

「ごみ分別・減量ガイドブック」の配布、出前講座等で、適正処理や3Rの推進を啓発しています。⁽²⁰⁾

- 古着・古布のイベント回収の実施。⁽²⁰⁾

- 雑がみ回収や食品ロス削減に係るチラシ作成、集団資源回収活性化パンフレット作成など、啓発の強化。⁽²⁰⁾

- 新たな周知啓発ツールとして、スマートフォン用ごみ分別アプリ「分けなび」を開発し、平成 27 年 4 月から配信。⁽²⁰⁾

(2) 古紙等資源化事業

資源の有効利用と自然環境の保全、さらにはごみ処理施設に搬入される焼やせるごみの減量を目的に、平成 5 年 4 月から、古紙回収を実施する市民団体、及び市内の古紙回収業者を対象とした古紙再資源化促進補助制度を創設。平成 24 年 9 月からは対象品目にアルミ缶を追加し、名称を再生資源利用促進事業補助金(平成 27 年度から「集団資源回収促進事業補助金」に改称)として実施しています。また、平成 26 年 1 月から月 2 回、行政による紙ごみの回収を開始し、分別機会の拡大による回収量の増加を図っています。

- 古紙類回収量 6,023t ⁽²⁰⁾

古紙類回収量の推移

年度	集団資源回収促進事業回収量(t)			牛乳パック回収量(t)	紙ごみ回収量(t)
	指定業者	指定業者以外	合 計		
28	7,112	1,594	8,706	14	2,557
29	6,538	1,510	8,048	12	2,516
30	6,065	1,383	7,448	10	2,584
R 1	5,785	1,259	7,044	9	2,624
2	5,236	1,059	6,295	5	2,986
3	5,029	994	6,023	5	3,185

目標;古紙等資源回収量 14,750t/年

(3) バイオマスの利活用の推進

家庭から生じる生ごみの減量化及び堆肥化による自家処理を推進するため、電気式生ごみ処理機購入経費の一部を補助しています。また、平成 25 年度からはコンポスト容器購入費の補助を始めました。⁽²⁰⁾

- 補助件数 130 件(生ごみ処理機 78 件/コンポスト容器 52 件)

指標[計画策定時];生ごみ処理機等補助台数 125 件/年

大津市域の道路・河川・公園等の維持管理や民間事業で発生する刈草・剪定枝を再生利用するために、堆肥化を委託しています。なお、堆肥は市民に無料配布しています。⁽²⁰⁾

年度	刈草・剪定枝再生処理搬入量(t)
H29	1,493
30	1,486
R1	1,627
2	1,706
3	1,257

(4) 分別収集の推進

大津市における「かん」の回収量は、スチール缶の生産量減少に伴い全体的に減少傾向となっています。「びん」については、有色びんと透明びんを統合して収集していましたが、平成 26 年度から透明びんと茶色びんの色別収集を開始したことから、回収量は減少しましたが、資源化量が大幅に増加しました。一方、「ペットボトル」は平成 21 年度以降増減を繰り返していましたが、平成 28 年度以降は増加傾向にあります。なお、平成 19 年 2 月から新たにプラスチック製容器包装のうち袋類、パック・カップ類、ボトル類の 3 品目について分別収集を開始し、平成 21 年 10 月から「プラマーク」のついているもの全てに収集対象を拡大し、分別収集をしています。また、平成 26 年 1 月からは収集日を週 1 回に拡大したことで、平成 25 年度以降は増加傾向にあります。⁽²⁰⁾

かん、びん、ペットボトル、プラ容器の資源化量 (単位:t)

年度	種類	施設運搬量(A)	資源化量(B)	資源化率(B/A) (%)
H22	かん	719	619	86.09
	びん	2,395	有色 308	24.26
			無色透明 273	
	ペットボトル	748	673	89.95
	プラスチック製容器包装	1,414	1,301	92.04
23	かん	751	624	83.20
	びん	2,373	有色 303	23.86
			無色透明 263	
	ペットボトル	714	636	89.03
	プラスチック製容器包装	1,306	1,172	89.76
24	かん	752	634	84.30
	びん	2,411	有色 307	24.54
			無色透明 284	
	ペットボトル	727	632	87.03
	プラスチック製容器包装	1,258	1,175	93.40
25	かん	697	610	87.48
	びん	2,269	有色 284	23.62
			無色透明 252	
	ペットボトル	754	661	87.71
	プラスチック製容器包装	1,303	1,144	87.79
26	かん	577	522	90.47
	びん	1,543	有色 471	81.25
			無色透明 783	
	ペットボトル	712	624	87.66
	プラスチック製容器包装	1,566	1,290	82.32
27	かん	570	520	91.34

	びん	1, 537	有色 489	91. 14
			無色透明 913	
	ペットボトル	710	639	89. 96
	プラスチック製容器包装	1, 594	1, 341	84. 12
28	かん	573	495	86. 30
	びん	1, 400	有色 463	94. 42
			無色透明 860	
	ペットボトル	724	645	89. 11
	プラスチック製容器包装	1, 556	1, 371	88. 10
29	かん	523	378	72. 26
	びん	1, 352	有色 426	92. 59
			無色透明 826	
	ペットボトル	729	643	88. 19
	プラスチック製容器包装	1, 566	1, 366	87. 25
30	かん	527	414	78. 48
	びん	1, 284	有色 417	92. 69
			無色透明 773	
	ペットボトル	769	684	89. 03
	プラスチック製容器包装	1, 602	1, 402	87. 50
R1	かん	596	519	87. 11
	びん	1, 221	有色 414	91. 55
			無色透明 701	
	ペットボトル	790	684	86. 58
	プラスチック製容器包装	1, 631	1, 393	85. 40
R2	かん	577	474	82. 15
	びん	1, 267	有色 386	83. 98
			無色透明 678	
	ペットボトル	831	637	76. 65
	プラスチック製容器包装	1, 759	1, 449	82. 38
R3	かん	479	379	79. 21
	びん	1, 204	有色 393	87. 18
			無色透明 657	
	ペットボトル	861	711	82. 58
	プラスチック製容器包装	1, 809	1, 428	78. 95

※施設運搬量(A)及び資源化量(B)は四捨五入していますので、資源化率と必ずしも一致しません。

(5) リユース事業の推進

- 平成 23 年 3 月に策定した「大津市リユース事業基本構想」に基づき、市民間でリユースする機会や体験学習の実施など、市民のリユースの取組を支援し、市民に親しんでもらえる拠点施設として「リサイクルセンター木戸」を平成 25 年 4 月 2 日に開所しました。⁽²⁰⁾

目標：(仮称)リユースセンターの設置(1 施設)

(6) 自動車リサイクル法への対応

自動車リサイクル法に基づく各業の登録及び許可事務を行い、各業で手続きが必要な事業者に対し指導を行っています。⁽²¹⁾

(7) 工場、事業場におけるごみ減量・資源化を目指した事業活動の推進

事業系ごみの減量化、資源化を推進するため、「事業系廃棄物の適正処理の手引」の内容を一新し、事業系

ごみの分け方・出し方をまとめた「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」を作成し、平成 28 年度に市内の各事業所に配布しました。また、1,000 m²以上の事業用建築物の所有者等を対象に、事業系廃棄物管理責任者の選任と事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書の提出を義務付けています。⁽²⁰⁾

産業廃棄物の減量化を推進するため、前年度の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の発生量 1,000t 以上、または、特別管理産業廃棄物の発生量 50t 以上の事業所を設置する多量排出事業者に対し、産業廃棄物処理計画書の提出を求めるとともに、実施状況の報告を受け、それぞれ公表しています。

- 多量排出事業者実施状況報告書受付数 55 件、多量排出事業者処理計画書受付数 55 件⁽²¹⁾
- 公設地方卸売市場では、廃棄物の減量と再資源化による環境にやさしい市場づくりを目指して、事業系一般廃棄物として廃棄していた魚のアラ等の飼料化(平成 22 年 10 月～)や発泡スチロール減容機導入による発泡スチロールの再資源化(平成 25 年 4 月～)などの環境整備の取組を継続し、廃棄物排出量の削減に努めました。⁽¹⁸⁾

第5節 水循環の保全と創造

森林や農地の適切な維持管理、市街地における雨水地下浸透の推進などを通して、水循環を図っていきます。

1 水循環機能の保全と創造

(1) 雨水貯留浸透整備事業

- 公共施設等に雨水貯留浸透施設を設置しています。(延べ 17 か所)溜まった雨水は、花の水やり等に使用し、子どもたちへの水の大切さを教える環境学習にも役立っています。また、雨水貯留施設設置の助成では、37 か所について助成を行いました。(延べ 783 か所)⁽⁴²⁾

(2) 雨水渠等の整備

- 市街地における内水排除を目的とし、市街地の浸水被害を防ぐため、雨水渠の整備を進めています。
(令和3年度実施:殿田川)⁽⁴⁰⁾

(3) ため池の保全

農村地域防災減災事業によって、これまで地域の貴重な資源として守られてきた、ため池の保全・整備に努めています。⁽¹⁷⁾

(4) 土地改良補助事業

農業経営の合理化、生産性の向上による営農と田園環境の保全活動の推進のため、土地改良区及び農業組合等が事業主体で実施する、土地改良施設(農業用排水路・ため池等)の改良事業等に対し補助金を交付しています。⁽¹⁷⁾

2 地下水、湧水の保全

(1) 公園整備における地下浸透の推進

公園を整備する際には、透水性舗装による雨水の地下浸透や、高木を中心とした植栽並びに張芝を行い、水循環機能の保全に努めています。⁽³⁰⁾

(2) 道路整備における地下浸透の推進

幹線道路・生活道路の道路改良工事や、歩道の整備の際に、透水性舗装を整備することで、水循環機能の保全に努めています。

- 歩道の設置及び改良に際して、透水性舗装を採用しました。(令和3年度施行完了延長 5,980.2m)⁽³³⁾
指標[計画策定時];透水性舗装施工完了延長 2,630m

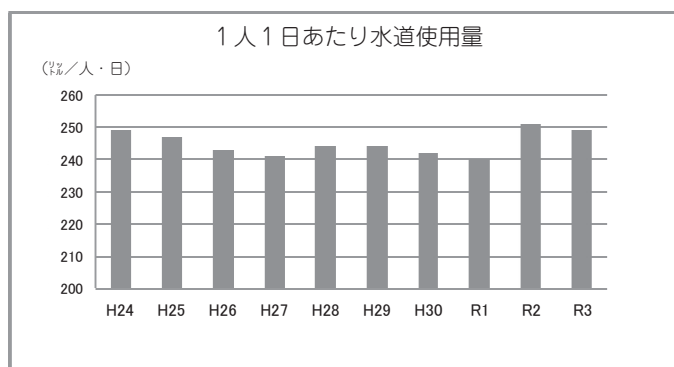
3 水利用の効率化の推進

<現況>

本市における水道使用量は、1人1日あたりで見ると減少傾向にあります。

これは、市民の節水意識の向上や洗濯機、食器洗い機等の節水型機器が普及したことが要因となっておりと推察されます。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により増加したものと考えられます。令和3年度については、引き続き、ここ数年の中では高い水準にありますが、前年度と比較するとやや減少しました。



指標〔計画策定時〕: 1人1日あたり水道使用量 255L ※生活用水量(大津市用途別水道統計)÷給水人口

(1) 水利用の無駄を省くライフスタイルの普及、啓発

- 第63回水道週間(6/1～6/7)において、市庁舎に懸垂幕「水を大切にしましょう」の掲揚や支所・小中学校等での「水道週間」ポスターの掲示により、水の大切さに対する理解を深めていただくよう啓発しました。「浄水場の一般公開」及び「水道水源クリーン作戦」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止しました。⁽⁴¹⁾

(2) 下水処理水の効率的利用

水再生センターでは、下水処理水の一部を機械設備の冷却水等に利用しています。⁽⁴³⁾

第6節 省エネルギー・低炭素型のエネルギーの推進

<現況>

市では、市民、事業者、行政のパートナーシップ(協働)により、地球規模の環境問題に取り組んでいくための課題と具体的な行動を示すとともに、これらの行動を推進していくための方向を明らかにした「大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ 21 おおつ (第2次)」を平成23年3月に策定しました。

計画では、中期目標として、2021(令和3)年度までに、温室効果ガス排出量を2007(平成19)年度比で34%削減すること、長期目標として、2050(令和32)年度までに、82%削減することを総合目標に掲げています。

市域の温室効果ガス排出量は、平成19(2007)年度以降、年々減少していましたが、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災の影響により電力供給事情が大きく変化したことから、一旦増加傾向に転じ、その後、緩やかな減少傾向にあります。

温室効果ガス排出量

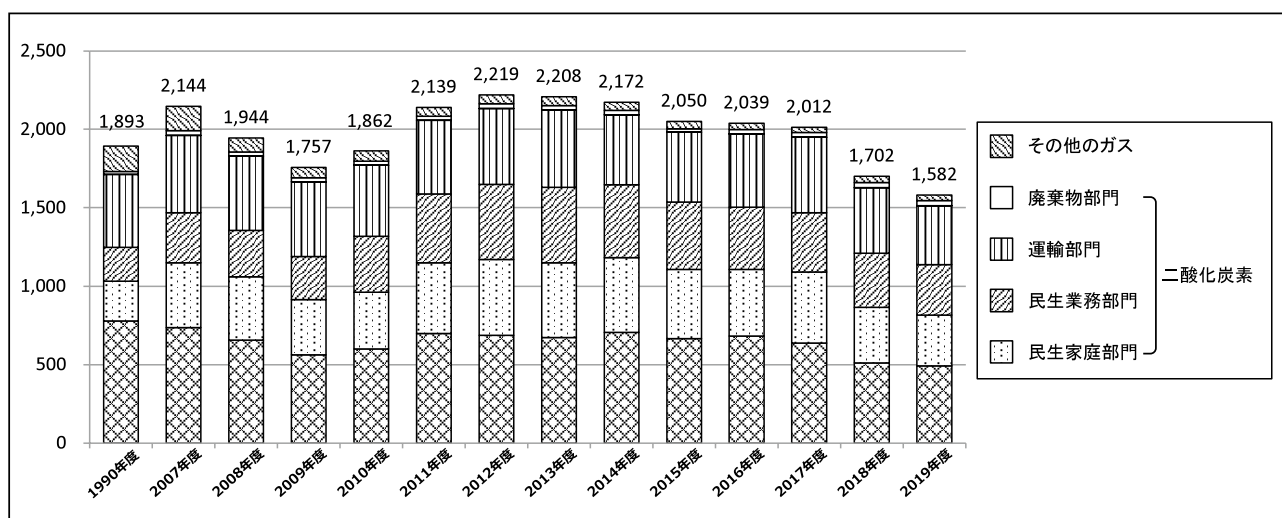
(t-CO2 換算)

年度 部門	1990 年 【参考値】	2007 年 【基準年】	2018 年	2019 年			
				排出量	割合 (%)	基準年度比 (%)	前年度比 (%)
二酸化炭素	産業部門	777,460	734,637	510,449	492,083	31.1	-33.0
	民生家庭部門	255,270	412,583	353,912	322,854	20.4	-21.7
	民生業務部門	214,007	321,033	344,914	321,682	20.3	0.2
	運輸部門	465,070	490,852	418,451	375,827	23.8	-23.4
	廃棄物部門	20,051	30,633	32,746	33,149	2.1	8.2
	その他のガス	160,937	154,511	41,180	35,910	2.3	-76.8
合計	1,892,795	2,144,247	1,701,652	1,581,504	100.0	-26.2	-7.1

市民1人当たり 二酸化炭素排出量	6.24	6.06	4.84	4.50	-	-25.9	-7.2
---------------------	------	------	------	------	---	-------	------

温室効果ガス排出量

(千 t-CO2 換算)



目標:温室効果ガス削減率 平成19年度比34%削減

- * 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令平成27年4月1日改正によって地球温暖化係数が変更されたため、2014年度値算定の際、過年度に遡って再算定を行った。
- * 2016年度の排出量の推計より、電力使用量を過年度実績を用いて推計し、排出係数については2016年度は国の定める代替値を、2017年度以降は滋賀県の推計値を使用している。
- * 1990年度の排出量は、2007年度以降とは異なる方法により算出したものであり、参考値である。
- * 2019年度の排出量の推計から、都市ガス消費量の過年度実績を用いて推計している。
- * 推計に使用した「都道府県別エネルギー消費統計」が過去に遡って改訂されたため、温室効果ガス排出量も過去に遡って推計している。

1 省エネ型ライフスタイルの育成

(1) 省エネキャンペーン「エコライフデー」の実施【重点事業】

- 「大津市地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、2 学区(唐崎学区、堅田学区)、5 事業所(環境保全協定締結事業所)、市立小学校 5 校(4 年生児童が対象)などの協力を得て実施しました。また、エコライフデー冬版を大津市地球温暖化防止活動推進センター事業として瀬田学区で実施しました。

累計参加世帯数 14,003 世帯(令和 3 年度の参加世帯数 1,761 世帯)⁽¹⁹⁾

- 目標;「エコライフデー」の参加世帯数 20,000 世帯

(2) 家庭における省エネルギーの推進

- 「大津市地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、家庭のエネルギー消費量やライフスタイルに応じた省エネの取り組みを提案する省エネ診断などを実施しました。⁽¹⁹⁾
- 「大津市地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化防止に関するセミナーや体験学習を開催し、家庭における省エネルギーの取り組みを促しました。⁽¹⁹⁾

(3) 省エネ建築物の普及促進

- 高断熱・高気密住宅(二重窓、壁・天井・床の断熱化)などの省エネ住宅について、普及啓発を図りました。⁽³²⁾

(4) 地産地消の振興

- 地場産品を安定集荷、供給することにより、食品流通の移動距離を縮め、輸送に伴うガソリンや軽油の消費削減や二酸化炭素の排出削減につなげるよう地域ブランド化の促進や、生産拡大に対する支援を行っています。(地産地消作付面積 0.275ha)⁽¹⁶⁾

指標[計画策定時];地産地消 作付面積(出荷協議会加入の小松菜、ネギ、ほうれん草、すいか等) 14ha[平成 22 年度]

(5) 学校給食における地元食材の活用

- 滋賀県産の米(米粉)、小麦、牛肉、湖魚、野菜などの地場産物を学校給食の食材として活用しました。(食材数ベース 令和 3 年 6 月 24.1%、令和 3 年 11 月 20.9%)⁽⁴⁷⁾

指標[計画策定時];学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース) 16.7%[平成 21 年 6 月]、20.4%[平成 21 年 11 月]

(6) 水道・ガス検針票での表示

- 水道、ガスの使用者自らが使用量を知ること、水道、ガスの無駄遣いを抑制するための動機付けとして、検針票に前年同期の水道、ガス使用量の表示を行っています。⁽³⁸⁾

2 二酸化炭素(CO₂)排出量の削減

(1) 大津市地球温暖化防止活動推進センターの指定

- 地球温暖化防止に関する普及啓発や温暖化防止活動の促進を図ることを目的に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に基づき平成 28 年 4 月より、『大津市地球温暖化防止活動推進センター』を指定しています。⁽¹⁹⁾

(2) 「(仮称)環境フェア」の開催【重点事業】

- 環境をテーマとしたフェアの開催を通じて市民に地球環境保全の重要性を呼びかけ、環境保全に対する関心を高め、理解が深まるよう実施しています。例年、クイズや工作などの出展ブースや、ステージイベントなどを通してエコや環境について学べる「おおつエコフェスタ」を開催しています。令和 3 年度においては、

新型コロナウイルス感染症対策のため人数制限を設けて開催し、約 540 人の参加がありました。⁽¹⁹⁾

目標:「(仮称)環境フェア」の参加者数 1,500 人/回

(3) アイドリングストップの推進やエコドライブの推奨

- 公用車の更新の際には、アイドリングストップ車の導入に努めるとともに、車を運転する時にはエコドライブを心がけるよう啓発を行いました。⁽¹⁹⁾

(4) 鉄道沿線レンタサイクルの推進

- 大津駅観光案内所において、電動アシスト自転車 6 台、スポーツサイクル 6 台を配備し、委託事業者が貸付業務を行っています。利用者への貸し出しを通して、環境にやさしい自転車による観光周遊を推進しています。⁽¹⁵⁾

(5) 学校・園におけるグリーンカーテン等の設置

- グリーンカーテン 幼稚園 11 園、小学校 3 校で設置しています。^{(44) (57)}
 - すだれ 幼稚園 18 園、中学校 1 校で設置しています。^{(44) (57)}
- ※いずれも学校園独自での設置分を含んでいます。

指標[計画策定時];学校・園でのグリーンカーテン、すだれ設置箇所数 1 箇所[平成 22 年度]

(6) 環境保全協定の締結

大津市では、工場等からの水質汚濁や大気汚染、騒音、振動等の公害防止対策をさらに進めるため、昭和 50 年代から大手製造業を中心とする 20 社と公害防止協定を締結してきましたが、地球環境問題などの公害以外の環境問題への対応は、規制に馴染まない点もあり、事業者による自主的な取り組みが重要となっています。

このため、それまでの公害防止協定に代えて、環境管理体制の整備や環境負荷の低減、資源循環などの総合的な環境保全活動の推進を盛り込んだ環境保全協定を「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」の規定に基づき平成 12 年度より締結しています。

- 令和 3 年度末現在、有効締結事業所数は 53 事業所です。市では、本協定に基づく環境保全の取り組みについて報告を受け、その内容をホームページに掲載するなどして事業者の積極的な活動状況を周知しました。また、協定締結事業所における環境管理の推進を目的とした研修会の開催や環境保全に関する情報提供を行いました。⁽¹⁹⁾

環境保全協定締結事業所		令和 4 年 3 月末現在
協定締結事業所名		締結日
大津板紙株式会社		平成 12 年 11 月 15 日 (第一次)
株式会社カネカ 滋賀工場		
東洋紡株式会社 総合研究所		
東レエンジニアリング株式会社滋賀事業場		
東レ株式会社滋賀事業場		
東レ株式会社瀬田工場		
東レ・オペロンテックス株式会社滋賀事業場		
日本精工株式会社大津工場		
日本電気硝子株式会社 大津事業場		
近江鍛工株式会社 本社工場		平成 13 年 2 月 26 日 (第二次)
近江電子工業株式会社		
大津電機工業株式会社		
東レエンジニアリング西日本株式会社		
株式会社近畿分析センター		
湖国精工株式会社		
株式会社島津製作所 瀬田事業所		
島津プレジジョンテクノロジー株式会社		
島津産機システムズ株式会社		
新生化学工業株式会社		
東レエンジニアリング株式会社 瀬田工場		

日伸工業株式会社	
日本黒鉛工業株式会社	
日本酪農協同株式会社滋賀工場	
宮川印刷株式会社	
イオンリテール株式会社イオンスタイル大津京	
株式会社滋賀銀行	平成 13 年 10 月 25 日 (第三次)
生活協同組合コープしが	
西日本電信電話株式会社滋賀支店	
株式会社関西みらい銀行	
株式会社琵琶湖グランドホテル	
株式会社琵琶湖ホテル	平成 15 年 2 月 25 日 (第四次)
株式会社AKT	
東レテクノ株式会社	
東レ・プレジジョン株式会社	
株式会社平和堂	
株式会社プリンスホテルびわ湖大津プリンスホテル	平成 16 年 3 月 26 日 (第五次)
京阪電気鉄道株式会社大津営業部	
株式会社クリスタル光学	
江州計器工業株式会社	
株式会社東レリサーチセンター	
井筒食品株式会社	平成 17 年 3 月 24 日 (第六次)
納谷塗装工業株式会社	
洛東化成工業株式会社	
江若交通株式会社	平成 18 年 3 月 27 日 (第七次)
寿木材工業株式会社	
ゼオンポリミクス株式会社 本社工場	
株式会社国華荘びわ湖花街道	平成 19 年 3 月 28 日 (第八次)
株式会社緑水亭びわこ緑水亭	
株式会社きくのや	平成 20 年 3 月 28 日 (第九次)
作新工業株式会社	平成 25 年 3 月 18 日 (第十次)
株式会社滋賀富士通ソフトウェア	
長岡産業株式会社	
ローム株式会社滋賀工場	平成 30 年 3 月 13 日 (第十一次)

指標[計画策定時];環境保全協定締結事業所数 62 事業所

(7) 天然ガス転換促進・高効率エネルギーシステムの普及促進

企業局では都市ガスへの燃料転換を推進しており、省エネのためのガスコージェネレーション設備の導入や工業炉・ボイラー等の燃料転換でCO₂削減による環境負荷の軽減を進めてきました。国においてもガスコージェネレーション導入による省エネ設備の導入、エネルギー多消費型設備の天然ガス転換について、補助制度を設けて推進しています。

なお、令和元年度より、企業局は一般ガス導管事業者へ事業類型を変更したことから、当補助制度は管轄外となっています。

- 次表のとおり、環境保全協定を締結した事業所を主に、コージェネレーション設備の導入や都市ガスへの燃料転換を実施されています。(うち、100kL／年以上の重油使用事業所は 13 事業所)⁽³⁷⁾

年度	年間CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	算出方法	事業所名	転換時燃料
H15	35,942.0	火力発電ベース	大津板紙㈱	C 重油
	13,101.0	火力発電ベース	日本電気硝子㈱ 第1期	A 重油・LPG
	(228.0)	火力発電ベース	*ニプロ㈱	ブタン
17	575.0	火力発電ベース	日本電気硝子㈱ 第2期	A 重油
	4,760.0	火力発電ベース	㈱カネカ 第1期	灯油
18	29,000.0	火力発電ベース	東レ㈱ 第1期	C 重油
	1,141.0	火力発電ベース	日本精工㈱	灯油・LPG
	824.0	火力発電ベース	近江鍛工㈱ 第1期	LPG
	3,900.0	火力発電ベース	㈱カネカ 第2期	A 重油
19	8,300.0	火力発電ベース	東レ㈱ 第2期	C 重油
20	980.0	火力発電ベース	東洋紡㈱総合研究所	A 重油
	3,023.0	火力発電ベース	ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング㈱滋賀工場	A 重油
21	(407.0)	火力発電ベース	*旅亭紅葉	A 重油
22	94.0	火力発電ベース	洛東化成工業㈱	A 重油
	166.0	火力発電ベース	近江鍛工㈱ 第2期	LPG
23	402.0	火力発電ベース	毎日牛乳	A 重油
24	60.0	火力発電ベース	井筒ハツ橋本舗 追分工場	A 重油
25	なし		なし	
26	なし		なし	
27	575.0	火力発電ベース	㈱天一食品商事本社工場	LPG
28	なし		なし	
29	なし		なし	
30	なし		なし	
R1～ ※一般ガス導管事業者への事業類型変更に伴い管轄外				
合計	102,843.0	—	—	—

二酸化炭素の排出削減対策の成果を算定する方法

*事業所が廃止されたため、年間 CO₂ 削減量の合計には含んでいません。

※ 火力発電ベース・・・火力発電で発電した「火力ベースの電気」

目標:100kL／年以上の重油使用事業所の都市ガス転換数 13 事業所

(8) ダブル発電売電促進助成制度（サンクスポイント）

○ 企業局では国の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に賛同し、家庭用コージェネレーションシステムと太陽光発電設備の両方で発電することによる CO₂ 削減を奨励し、その普及促進を図ることを目的に、平成 30 年度までは国の買取価格1kwhあたり 25 円の家庭に、1kwhにつき 1 ポイント(1 円)を売電量に応じて助成対象としてきました。

なお、令和元年度より、企業局は一般ガス導管事業者へ事業類型を変更したことから、当助成制度は管轄外となっています。⁽³⁷⁾

3 環境保全型産業の育成（省エネルギー・廃棄物対策・省資源等）

(1) 産学官ネットワークによる環境関連産業の創出と事業高度化の推進

新産業振興の一環として、省資源・省エネルギーなどの環境保全に寄与する産業を育て、その販路開拓、研究開発を支援することで、企業の成長を促進し、環境関連産業の創出と発展を目指します。

○ 地域ビジネス支援室として、企業向け各種公的支援施策を活用し、省エネルギーやリサイクル、水環境保全、SDGs等の事業計画策定とその実施を支援しました。⁽¹⁴⁾

(2) 環境関連産業の企業立地の促進

地域経済を牽引する企業の一つである環境関連産業の立地を促進しています。

○ 該当する立地案件なし⁽¹⁴⁾

第7節 都市及び交通ネットワーク形成の推進

1 コンパクトなまちづくりの推進

(1) 低炭素型地区・街区の形成に向けた検討

比較的大規模な新規開発、既成市街地再開発における地域熱供給、再生可能エネルギー・未利用エネルギー等の導入、建築物の省エネルギー対策、マイクログリッド等の将来像を踏まえ、低炭素型地区・街区の形成の情報収集等を進めています。

- 県内自治体の再生可能エネルギー関連施策の情報収集を進め、状況把握に努めています。⁽¹⁹⁾

2 公共交通機関の連携強化の検討、利用促進

(1) 公共交通の維持・確保

令和3年3月策定の「大津市地域公共交通計画」に基づき、大津市地域公共交通活性化協議会が主体となり、施策を展開しています。引き続き、当該計画に基づき既存の公共交通の維持を図るとともに、新たな輸送サービスを積極的に導入することにより、地域公共交通ネットワークの再構築を目指し、各種施策に取り組みます。

- 公共交通それぞれの利用者数 JR 190,958 人／日、京阪電車 未調査／日、路線バス 18,497 人／日⁽³⁵⁾

指標[計画策定時];公共交通それぞれの利用者数 JR [H21]227,428 人／日、京阪電車 [H21]68,148 人／日、路線バス [H20]30,552 人／日

(2) 住民・公共交通事業者・行政の三者一体となった取り組みの推進

公共交通確保に向けた三者一体の取り組み(ルール化、要綱等の制定、パートナー協定締結方式の検討等)、市民主体の活動への支援を実施しています。

- 新たな移動手段の導入に向けた取り組み

志賀地域、葛川・伊香立・仰木・上田上・晴嵐台地域において、デマンド型乗合タクシーの実証運行を実施しております。地域住民と連携し、利用促進を図るとともに、持続可能な運行方法について検討しています。

- 路線バスの利用促進に向けた取組み

上田上地区などにおいて住民・公共交通事業者・行政の三者による協議会を通じて、バス路線の存続について議論を行い、対策を図りました。⁽³⁵⁾

- 「大津の京阪電車を愛する会」事業への支援

新型コロナウイルスの影響で、各種イベントは中止となりましたが、少人数で参加できるクイズラリーを市民ボランティア主体で実施されました。⁽³⁵⁾

(3) 公共交通への利用転換の促進

自家用車から鉄道・バス等の公共交通機関への利用にシフトするよう、通勤・通学される方を対象に啓発を行っています。

- 浜大津を拠点としたパーク&ライドの実施

昨年同様、新型コロナウイルスの影響で外出が抑制され遊興を目的とした利用者が増えず 6,439 台に留まった。⁽³⁵⁾

パーク&ライドの実施状況

年度	実施期間	利用台数	1日平均利用台数
H18	通年	7,189 台	19.7 台
19	通年	8,417 台	23.1 台
20	通年	8,734 台	23.9 台
21	通年	11,370 台	31.2 台
22	通年	12,159 台	33.3 台
23	通年	13,861 台	38.0 台
24	通年	15,329 台	41.9 台
25	通年	15,431 台	42.2 台
26	通年	15,462 台	42.3 台
27	通年	15,128 台	41.4 台
28	通年	15,345 台	41.9 台
29	通年	14,827 台	40.6 台
30	通年	13,658 台	37.4 台
R1	通年	13,132 台	36.0 台
R2	通年	6,035 台	16.5 台
R3	通年	6,439 台	17.6 台

指標[計画策定時];パーク&ライドの利用台数 11,370 台／年

(4) 自転車駐車場の整備

自転車は環境への負荷の少ない乗り物ですが、駅前広場や歩道に放置されると、車椅子や歩行者の通行のさまたげとなり、救急、消火活動の支障となるなどの問題が起こります。市では、主要な駅前を中心に自転車駐車場を整備し、利便性の向上を図るとともに、放置自転車等の対策に努めています。

- 自転車駐車場の整備; 13,972 台(令和 4 年 3 月末現在)⁽³⁵⁾

目標;自転車等収容可能台数 16,192 台

(5) 公共交通の結節点の強化

- これまで、JR膳所駅の橋上駅舎及び新南北連絡道路が平成 29 年 6 月に供用開始し、さらに平成 31 年 3 月には北側駅前広場が使用開始するなど、公共交通の結節点の強化と利便性の向上を図ってきました。今後は引き続き、駅南側周辺整備について検討を進めてまいります。⁽²⁹⁾